

# 資料編 2007

# 資料編

## 目次

<b>1 市の概況</b> -----	<b>1</b>	(5) 大気測定局・測定項目一覧表	--- 34
(1) 工業統計調査結果	----- 1	(6) 二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	----- 34
(2) 用途地域別面積	----- 1	(7) 二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	----- 35
<b>2 環境行政</b> -----	<b>2</b>	(8) 浮遊粒子状物質(SPM)	----- 36
(1) 行政機構	----- 2	(9) 一酸化炭素(CO)	----- 37
(2) 事務分掌	----- 2	(10) 光化学オキシダント(Ox)	----- 37
(3) 権限移譲事務	----- 3	(11) 炭化水素(HC)	----- 38
(4) 草加市環境審議会	----- 3	(12) 施設の設置状況	----- 39
(5) 環境政策費予算	----- 4	(13) 立入検査の実施状況	----- 39
(6) 公害防止施設整備資金融資制度	--- 4	(14) 野焼きパトロール実施状況	----- 39
<b>3 草加市環境基本条例</b> -----	<b>6</b>	<b>8 騒音・振動</b> -----	<b>40</b>
<b>4 草加市環境基本計画</b> -----	<b>8</b>	(1) 環境基準	----- 40
<b>5 公害苦情</b> -----	<b>9</b>	(2) 要請限度	----- 41
(1) 用途地域別公害苦情件数	----- 9	(3) 工場等に係る騒音・振動の規制 基準	----- 42
(2) 発生源別公害苦情件数	----- 10	(4) 特定建設作業に係る騒音・振動 の規制基準	----- 42
<b>6 水質汚濁</b> -----	<b>11</b>	(5) 廃棄物、原材料等の保管場所、 自動車駐車場、トラックターミナル における規制	----- 43
(1) 環境基準	----- 11	(6) 深夜営業騒音の規制	----- 43
(2) 特定事業場及び指定排水工場等に 適用される排水基準	----- 12	(7) 拡声器騒音(商業宣伝)の規制	---- 44
(3) 特定施設及び指定排水施設	----- 14	(8) 法、県・市条例届出状況	----- 44
(4) 工場・事業場立入指導結果	----- 15	(9) 自動車交通騒音常時監視結果	---- 47
(5) 河川水質調査結果	----- 16	<b>9 悪臭</b> -----	<b>48</b>
(6) 河川水質・流量調査	----- 26	<b>10 テレビ受信障害</b> -----	<b>50</b>
(7) 河川底質調査結果	----- 27	(1) テレビ受信障害とは	----- 50
(8) 地下水水質調査結果	----- 28	(2) テレビ受信障害の現状と対策	---- 50
(9) 綾瀬川の生物調査結果	----- 29	<b>11 ダイオキシン類</b> -----	<b>52</b>
(10) 国土交通省直轄一級河川水質現況 調査結果	----- 30	(1) 調査結果	----- 52
<b>7 大気汚染</b> -----	<b>31</b>	(2) 調査結果(経年)	----- 53
(1) 大気監視システムの歩み	----- 31	(3) 環境基準及び排出基準	----- 55
(2) 大気汚染に係る環境基準	----- 32	<b>12 草加の公害・環境行政のあゆみ</b> --	<b>57</b>
(3) 環境基準による大気汚染の評価	--- 32		
(4) 草加市公害を防止し市民の環境を 確保する条例による有害ガスに係 る規制基準	----- 33		

# 1 市の概況

## (1) 工業統計調査結果

(平成17年12月31日現在)

産業分類	事業所数	従業員数	製造品出荷額(万円)
食料品製造業	33	1,290	4,437,635
飲料・飼料・たばこ製造業	1	*	*
繊維工業	6	136	517,473
衣服・その他の繊維製品製造業	28	240	120,488
木材・木製品製造業	11	82	102,299
家具・装備品製造業	35	265	333,016
パルプ・紙・紙加工品製造業	41	1,311	5,610,559
印刷・同関連産業	35	853	1,466,617
化学工業	14	965	3,689,121
石油製品・石炭製品製造業	1	*	*
プラスチック製品製造業	42	629	1,021,849
ゴム製品製造業	15	288	441,131
なめし革・同製品・毛皮製造業	28	300	332,492
窯業・土石製品製造業	13	341	914,437
鉄鋼業	4	119	405,869
非鉄金属製造業	7	362	3,435,389
金属製品製造業	126	1,681	2,823,772
一般機械器具製造業	75	3,704	10,354,740
電気機械器具製造業	19	480	1,063,479
情報通信機械器具製造業	1	*	*
電子部品・デバイス製造業	4	35	23,020
輸送用機械器具製造業	10	122	165,610
精密機械器具製造業	9	172	614,568
その他の製造業	37	359	433,686
総計	595	13,921	38,678,474

\*・・・事業所数が1のところは、事業所が特定されないように、従業員数と製造品出荷額を記入していません。

(注) 従業員が4人以上の事業所の数値です。

## (2) 用途地域別面積

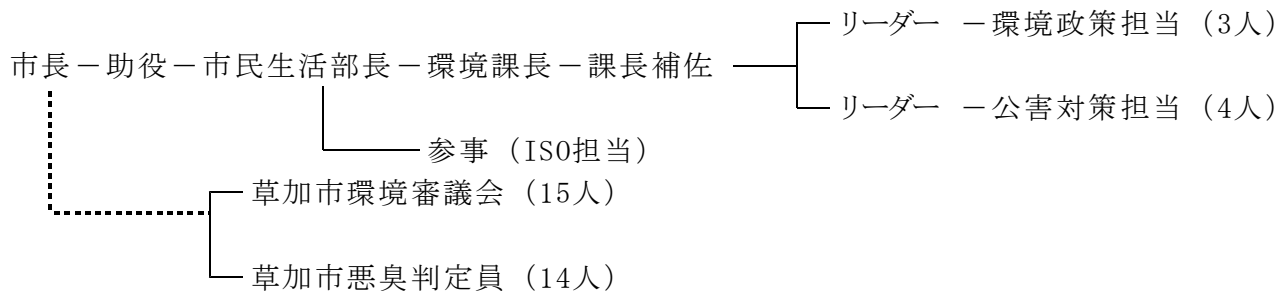
(平成18年12月31日現在)

内 容	区 域 又 は 地 域	面積(ha)	構成比(%)
市 街 化 区 域 及 び 市 街 化 調 整 区 域	市街化区域	約 2,474	90.2
	市街化調整区域	約 268	9.8
	計	約 2,742	100.0
用 途 地 域	第1種低層住居専用地域	約 114.5	4.6
	第2種低層住居専用地域	約 6.8	0.3
	第1種中高層住居専用地域	約 895.5	36.2
	第2種中高層住居専用地域	約 81.3	3.3
	第1種住居地域	約 579.2	23.4
	第2種住居地域	約 154.9	6.3
	準住居地域	約 66.6	2.7
	近隣商業地域	約 35.1	1.4
	商業地域	約 74.9	3.0
	準工業地域	約 302.0	12.2
	工業地域	約 86.5	3.5
	工業専用地域	約 76.7	3.1
	計	約 2,474	100.0

## 2 環境行政

### (1) 行政機構

(平成19年4月1日現在)



### (2) 事務分掌

- 環境政策の総合的な企画、立案、調査、研究及び調整に関すること。
- 環境基本計画の推進に関すること。
- 環境マネジメントシステムに関すること。
- 公害関係法令に基づく届出及び許可に関すること。
- 公害防止施設整備資金の融資に関すること。
- 地球環境の保全の啓発及び普及に関すること。
- 環境保護団体に関すること。
- 公害防止に係る調査及び指導に関すること。
- 公害の監視及び規制に関すること。
- 河川等の水質調査に関すること。
- 生活雑排水に関すること。
- 公害及び電波障害の苦情処理に関すること。
- 測定機器類の管理に関すること。
- 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の規定によるばい煙、一般粉じん及び特定粉じんの規制等に関すること。
- 騒音規制法(昭和43年法律第98号)の規定による地域の指定等に関すること。
- 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の規定による届出の受理等に関すること。
- 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)の規定による地域の指定等に関すること。
- 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)の規定による届出の受理等に関すること。
- 振動規制法(昭和51年法律第64号)の規定による地域の指定等に関すること。
- 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)の規定による土壌汚染対策事務に関すること。
- 工業用水法(昭和31年法律第146号)の規定による地下水の採取規制に関すること。
- 埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号)の規定による水質規制に関する事務及び土壌・地下水汚染に関する事務並びに大気規制(事業所に限る。)及び地下水の採取規制に関すること。
- 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)の規定による許可等に関すること。
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)の規定による有害鳥獣の捕獲等許可等に関すること。
- 水道法(昭和32年法律第177号)の規定による専用水道の確認等に関すること。
- 部内の調整に関すること。

### (3) 権限移譲事務

地方分権の一層の推進を図るため、埼玉県から分権を計画的に推進するため以下の事務の権限移譲がされています。

年度	事務の内容
14	○大気汚染防止法(昭和43年法律第97号) の規定によるばい煙、一般粉じん及び特定粉じんの規制等に関する事務(事業所に限る) ○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号) の規定による有害鳥獣の捕獲等許可等に関する事務 ○化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号) の規定による許可等に関する事務
15	○水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号) の規定による届出の受理等に関する事務 ○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号) の規定による届出の受理等に関する一部の事務 ○水道法(昭32年法律第177号) の規定による専用水道の確認等に関する事務
16	特例市移行(平成16年4月1日)により ○土壌汚染対策法(平成14年法律第53号) の規定による土壌汚染対策事務に関する事務 ○騒音規制法 の規定による常時監視(自動車騒音の状況)に関する事務
17	○工業用水法 の規定による地下水の採取に関する事務
18	○大気汚染防止法 に規定による大気汚染の状況監視等に関する事務

その他、埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号)の規定による水質規制、大気規制(事業所に限る)、土壌及び地下水採取に関する事務が移譲されています。

### (4) 草加市環境審議会

草加市環境審議会委員名簿

(平成19年11月1日現在)

区分	氏名	所属
市民	藤田 四郎	公募
	岩崎 真佐子	公募
事業者	佐々木 勲	草加商工会議所
	安藤 雄裕	草加八潮工業会
学識経験者	加藤 僖重	獨協大学外国語学部 教授
	中明 賢二	麻布大学 名誉教授
	原 秀雄	環境省環境カウンセラー
	高橋 茂仁	NPO法人 埼玉・エコ・リサイクル連絡会
関係団体の役職員	野崎 喜貴	(社)青年会議所
	本木 隆雄	草加市町会連合会
	秋元 芳枝	草加市連合婦人会
	町田 由美子	草加環境推進協議会
	加納 正行	埼玉県生態系保護協会
	尾上 紀	草加市くらしの会
関係行政機関の職員	櫻井 郁夫	埼玉県越谷環境管理事務所

## (5) 環境政策費予算

(単位：千円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
環 境 政 策 費	75,532	50,367	36,721	37,653	47,292
報 酬	392	294	294	196	196
賃 金	0	0	0	135	135
報 償 費	777	770	562	608	1,395
旅 費	444	291	144	169	1,395
需 用 費	12,994	9,403	6,129	6,039	7,144
役 務 費	6,750	1,671	1,953	2,527	1,729
委 託 費	27,539	24,122	16,801	23,586	25,386
使用料及び賃借料	19,281	5,720	4,967	113	139
工 事 請 負 費	724	0	0	0	0
原 材 料 費	658	652	715	575	559
備 品 購 入 費	0	53	0	618	6,589
負担金・補助金及び交付金	3,972	5,391	5,156	3,087	2,625
貸 付 金	2,000	2,000	0	0	0
積 立 金	1	0	0	0	0
公 課 費	0	0	0	0	0

## (6) 公害防止施設整備資金融資制度

草加市公害防止施設整備資金融資制度

対 象 者	市内に事業所を有し、1年以上事業を営んでおり、市税を完納していること	
対 象 施 設	公害防止施設、低公害車買替	
貸付条件	限 度 額	1,000万円
	貸 付 利 率	年2.3%
	利 子 補 給 率	支払い利子に100分の20を乗じて得た額の範囲内
	貸 付 期 間	7年以内
	償 還 方 法	12ヶ月据置、元金均等割賦償還
信 用 保 証	埼玉県信用保証協会の保証を付けるとともに、必要に応じ担保を徴する	
連 帯 保 証 人	個人は必要なし、法人は代表者	

草加市公害防止施設整備資金融資状況

年 度	公害種別	件数	金額 (千円)	年 度	公害種別	件数	金額 (千円)
昭和55	騒音・振動	2	6,000	58	大気汚染	1	1,000
	大気汚染	1	3,000		水質汚濁	1	3,000
56	騒音・振動	2	2,740	59	悪臭	1	3,000
57	騒音・振動	2	2,850	61	騒音・振動	1	3,000

※昭和62年度以降融資申請はありません。

彩の国環境みらい資金融資制度（埼玉県）

対 象 者	県内で1年以上事業を営んでいる中小企業者等	
対 象 施 設	公害防止施設、工場移転、アスベストの飛散防止工事等	
貸 付 条 件	限 度 額	1億5,000万円
	貸 付 利 率	年1.65% (埼玉県信用保証協会の信用保証を付した場合：1.35%)
	利 子 補 給 率	小規模企業者：保証なし年0.65% 保証あり年0.95%
	貸 付 期 間	3,000万円超：10年以内 3,000万円以内：7年以内
	償 還 方 法	1年以内据置、元金均等月賦返済

※ 低公害車への買換えや電気自動車、天然ガス自動車等の購入、粒子状物質減少装置の購入装着を行う県内中小企業等の皆様に資金を長期・低利融資する制度も設けています。

申込み・ 問い合わせ先	事業所の所在地にある商工会議所・商工会 埼玉県環境部環境政策課 貸付・砂利対策担当 TEL. 048-830-3021
----------------	--

彩の国環境みらい資金融資制度（草加市該当分）

年 度	公害種別	件 数	金額(千円)	年 度	公害種別	件 数	金額(千円)
平成3	大気汚染	1	6,800	10	水質汚濁	3	27,000
	水質汚濁	3	58,400		低公害車	1	1,480
4	大気汚染	2	22,800	11	低公害車	1	12,500
5	騒 音	1	10,000	13	水質汚濁	1	21,000
	低公害車	1	12,000		低公害車	1	1,300
6	低公害車	6	110,700	14	低公害車	18	169,300
7	低公害車	8	120,300	15	-	0	-
8	水質汚濁	1	7,800	16	-	0	-
	NOx 適合	1	15,000		17	-	0
9	水質汚濁	4	84,300	18	-	0	-
	Nox 適合	3	19,000				
	低公害車	1	2,700				

### 3 草加市環境基本条例

平成12年  
条例第18号

#### 目次

##### 前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全等に関する基本的な施策等  
（第7条—第24条）

第3章 環境審議会（第25条—第32条）

##### 附則

私たちのまち草加は、綾瀬の川の流れと草加松原をシンボルとして、歴史と文化を築き発展してきた。

都市としての発展に伴う人口の急増や工場の進出により、水質汚濁、大気汚染、悪臭など様々な公害問題が発生したが、公害防止対策を進め、その解決に努めてきた。

しかし、近年になり、生活排水による水質汚濁、自動車の排気ガスによる大気汚染、廃棄物の増大、緑の減少など、都市・生活型の環境問題が拡大するとともに、ダイオキシン類など新たな有害物質の問題が発生している。

私たちの社会経済活動は、生活の利便性や物質的な豊かさを高める一方、資源やエネルギーを大量に消費し、自然の再生能力や浄化能力を越えるような規模となり、その結果すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、大気、水、土壌及び様々な生物の微妙な均衡と循環の下に成り立っている。私たちは、このことを深く認識するとともに、身近な環境を大切にすることが、ひいては地球環境を守ることになることを理解し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指していかなければならない。

私たちは、共に力を合わせ、環境の保全及び創造を推進し、「人と自然が共に生きるまち そうか」をつくるため、ここに、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えらるる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含む。）

に係る被害が生ずることをいう。

##### （基本理念）

第3条 環境の保全等は、現在及び将来の市民がうるおいと安らぎのある恵み豊かな環境を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に推進されなければならない。

2 環境の保全等は、すべての者が環境への負荷を低減するため、自主的かつ積極的に行動することによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

##### （市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のつとりに、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

##### （事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念のつとりに、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念のつとりに、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。
  - (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。
  - (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を使用すること。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念のつとりに、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

##### （市民の責務）

第6条 市民は、基本理念のつとりに、その日常生活において、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念のつとりに、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

#### 第2章 環境の保全等に関する基本的な施策等

##### （施策の策定等に当たつての環境への配慮）

第7条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全等について配慮するものとする。（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、草加市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、環境の保全等に関する長期的な目標、総合的な施策の大綱その他環境の保全等に関する必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民及び事業者の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(報告書の作成)

第10条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全等に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(事業等に係る環境への配慮)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、当該事業を実施するに際し、その事業が環境に配慮されたものとなるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制措置)

第12条 市は、公害(放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染によるものを除く。)の原因となる行為及び環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制措置を講ずるものとする。

(助成措置)

第13条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全等のための適切な措置をとることを助長するため、必要があると認められるときは、適正な助成措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源等の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の促進)

第14条 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、事業者及び市民に対し、資源等の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の促進を図るものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用の推進に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進等)

第15条 市は、環境の保全等に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間団体等の環境の保全等に関する活動の促進)

第16条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、第15条の教育及び学習の推進並びに前条の民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第18条 市は、環境の保全等の施策に、市民の意見を反映することができるように努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な調査、監視、巡視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(環境監査)

第20条 市は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う環境監査に関し調査研究を行うとともに、その普及に努めるものとする。

(民間団体等との連携)

第21条 市は、環境の保全等に関する施策が民間団体等の積極的な参加と協働により効果的に推進されるようその連携に努めるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第22条 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、推進するために必要な体制を整備するものとする。

(地球環境の保全)

第23条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策の推進に努めるものとする。

2 市は、国、埼玉県及び関係機関と連携して、地球環境の保全に関し、技術及び情報の提供等により、国際協力の推進に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第24条 市は、広域的な取り組みが必要とされる環境の保全等の施策の策定及び実施に当たっては、国、埼玉県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

### 第3章 環境審議会

(環境審議会の設置)

第25条 環境保全等に関する基本的事項を審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、草加市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第26条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 公害防止に関すること。
- (3) 自然保護に関すること。
- (4) 地球環境に関すること。
- (5) その他環境の保全等に関し必要なこと。

(組織)

第27条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 関係団体の役職員
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第28条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第29条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第30条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第31条 審議会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(委任)

第32条 第25条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年5月1日から施行する。  
以下 略

#### 4 草加市環境基本計画

草加環境推進協議会

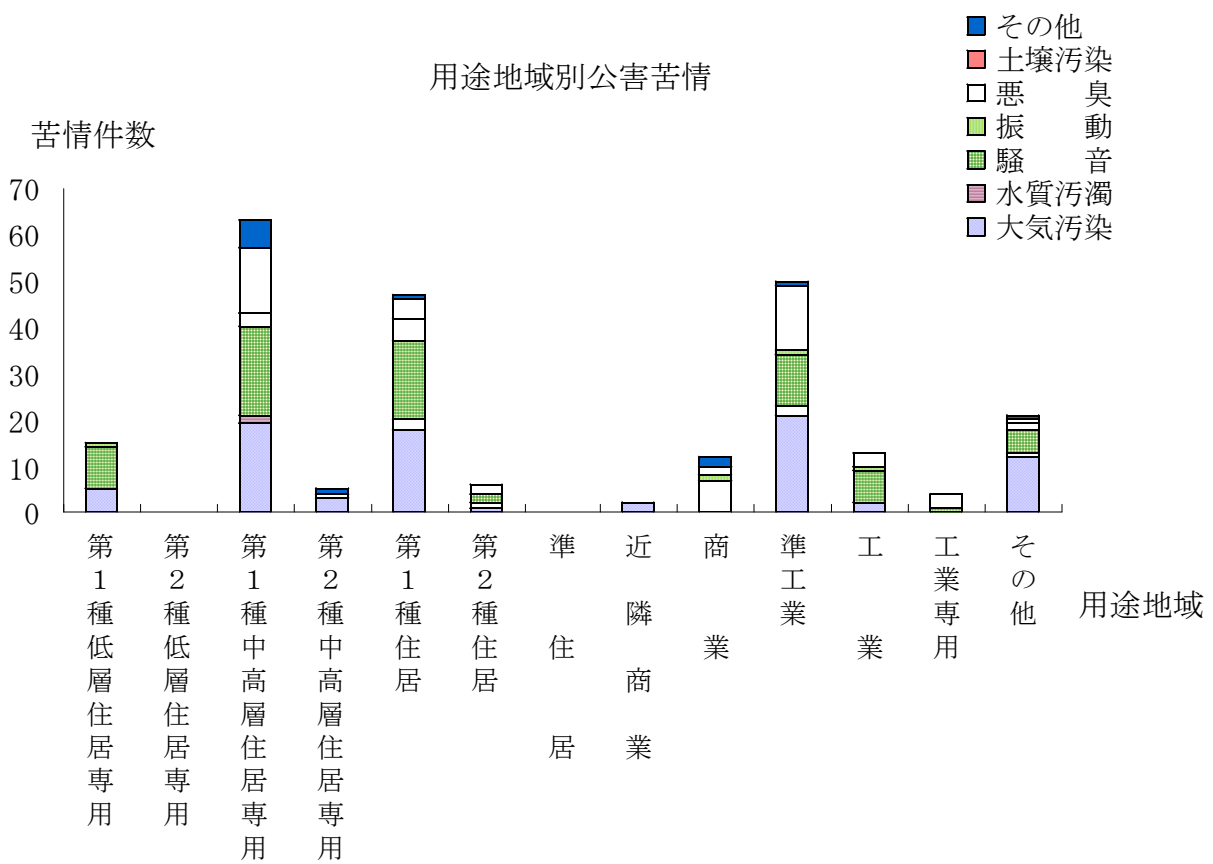
(平成19年11月1日現在)

	団 体 名
各種団体	草加市町会連合会
	草加市連合婦人会
	草加市PTA連合会
	クリーンふるさと推進協議会
	草加市ガールスカウト連絡協議会
	草加市ボーイスカウト連絡協議会
	草加市すこやかクラブ連合会
	草加市くらしの会
	リパック草加
	エコ・買い物ガイド草加
	生活クラブ生協
	草加フリーマーケット市民の会
	エコキッズ草加
	埼玉県生態系保護協会
	家庭倫理の会埼玉東
	草加市温暖化対策連絡会
	葛西用水親水公園化促進協議会
	綾瀬川の緑を愛する会
	毛長川・辰井川の水と緑を守る会
	中根町前進会
	社団法人 草加青年会議所
事業者等	草加ロータリークラブ
	草加イブニングロータリークラブ
	草加南ロータリークラブ
	草加ライオンズクラブ
	草加市農業振興協議会
	埼玉県宅地建物取引業協会埼玉東支部
	草加市東部工業会
	北部工業会
	(株)丸久総合住設
市 民	加納 正行
	藤波 敬子
	川島 きみを
	岩村 恒雄
	原 秀雄
賛助会員	草加市コミュニティ協議会
	草加市子ども会育成者連絡協議会
	東雄産業(株)
	草加商工会議所
	草加市南部工業会
	草加市商店連合事業協同組合
	草加中央ライオンズクラブ
	草加八潮工業会
	吉岡 昭治

## 5 公害苦情

### (1) 用途地域別公害苦情件数

	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	その他	計
第1種低層住居専用	5	0	9	1	0	0	0	15
第2種低層住居専用	0	0	0	0	0	0	0	0
第1種中高層住居専用	19	2	19	3	14	0	6	63
第2種中高層住居専用	3	0	0	0	1	0	1	5
第1種住居	18	2	17	5	4	0	1	47
第2種住居	1	1	2	0	2	0	0	6
準住居	0	0	0	0	0	0	0	0
近隣商業	2	0	0	0	0	0	0	2
商業	0	0	7	1	2	0	2	12
準工業	21	2	11	1	14	0	1	50
工業	2	0	7	1	3	0	0	13
工業専用	0	0	1	0	3	0	0	4
その他	12	1	5	1	1	0	1	21
計	83	8	78	13	44	0	12	238



## (2) 発生源別公害苦情件数

発 生 源		大 気	水 質	騒 音	振 動	悪 臭	土 壌	その他	計
製 造 事 業 所	食 料 品	0	1	4	0	2	0	0	7
	飲 料 ・ 飼 料 ・ た ば こ	0	0	0	0	1	0	0	1
	織 維 製 品	0	0	0	0	1	0	0	1
	木 材 ・ 家 具 ・ 木 製 品	13	0	1	0	1	0	0	15
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	1	0	2	1	0	0	0	4
	出 版 ・ 印 刷 ・ 同 関 連 産 業	0	0	0	0	7	0	0	7
	化 学 工 業 ・ 石 油 ・ 石 炭 製 品	1	0	1	0	3	0	1	6
	プ ラ ス チ ッ ク 製 品	0	0	2	0	0	0	0	2
	ゴ ム 製 品	0	0	0	0	0	0	0	0
	な め し 皮 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮	0	0	0	0	0	0	1	1
	窯 業 ・ 土 石 製 品	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 ・ 金 属 製 品	1	2	6	1	1	0	0	11
機 械 器 具	1	0	0	0	0	0	0	1	
そ の 他	12	0	2	0	5	0	2	21	
修 理 工 場	0	1	0	0	0	0	0	1	
建 築 土 木 工 事	4	0	25	8	0	0	2	39	
交 通 機 関	0	0	0	0	0	0	0	0	
娯 楽 ・ 遊 興 ・ ス ポ ー ツ 施 設	0	0	3	0	1	0	0	4	
洗 濯 ・ 理 容 ・ 浴 場 業	0	0	0	0	3	0	0	3	
商 店 ・ 飲 食 店	1	0	10	0	3	0	0	14	
事 務 所	0	0	0	0	0	0	0	0	
家 庭 生 活	20	1	5	0	6	0	3	35	
農 地	10	0	0	0	0	0	0	10	
そ の 他	15	0	16	3	0	0	1	35	
不 明	4	3	1	0	10	0	2	20	
合 計	83	8	78	13	44	0	12	238	

## 6 水質汚濁

### (1) 環境基準

#### ① 人の健康の保護に関する環境基準

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素
基準値	0.01mg/L以下	検出されないこと	0.01mg/L以下	0.05mg/L以下	0.01mg/L以下
項目	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素
基準値	0.0005mg/L以下	検出されないこと	検出されないこと	0.02mg/L以下	0.002mg/L以下
項目	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン
基準値	0.004mg/L以下	0.02mg/L以下	0.04mg/L以下	1mg/L以下	0.006mg/L以下
項目	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン
基準値	0.03mg/L以下	0.01mg/L以下	0.002mg/L以下	0.006mg/L以下	0.003mg/L以下
項目	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
基準値	0.02mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	10mg/L以下	
項目	ふっ素	ほう素			
基準値	0.8mg/L以下	1mg/L以下			
達成期間	設定後直ちに達成され、維持されるよう努めること。				
該当水域	全公共用水域				

#### ② 生活環境に関する環境基準

類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1000MPN/100mL 以下
B	水道3級 水産2級	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5000MPN/100mL 以下
C	水道3級 工業用水1級	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ゴミ等の浮遊 物が認められな いこと	2mg/L以上	—
該当 水域	全公共用水域のうちの類型指定水域 綾瀬川及び中川はC類型 古綾瀬川はD類型					

## (2) 特定事業場及び指定排水工場等に適用される排水基準

① 生活環境項目（単位：mg/L（水素イオン濃度及び大腸菌群数を除く））

A 日平均排水量が10m<sup>3</sup>以上の特定事業場及び指定排水工場等に適用。

特定施設		上乗せ項目	生物化学的 酸素要求量(BOD)	浮遊物質 (SS)	フェノール類
1の2豚房(総面積50m <sup>2</sup> 以上)			80 (日間平均60)	150 (日間平均120)	5
牛房(総面積200m <sup>2</sup> 以上)					
馬房(総面積500m <sup>2</sup> 以上)					
69 と畜業・死亡獣畜取扱業					
2001 指定地域特定施設		既存	新規	既存	
し尿浄化槽(処理対象人員が201～500人で指定地域内に設置されるもの)		60	25 (日間平均20)	80 (日間平均70)	60 (日間平均50)
72 し尿処理施設(処理対象人員500人以下のし尿浄化槽を除く)	し尿浄化槽処理対象人員501人～2000人			30	
	その他				
73 下水道終末処理施設		25(日間平均20)		60(日間平均50)	
上記以外の特定施設、指定排水施設				1	
上乗せ以外の項目(共通)					
水素イオン濃度(pH)	5.8～8.6	クロム含有量	2		
ホルマリン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5	ふっ素含有量	15		
ホルマリン抽出物質含有量(動植物油類含有量)	30	大腸菌群数(1cm <sup>3</sup> につき個)	日間平均3000		
銅含有量	3	窒素含有量	120 (日間平均60)		
亜鉛含有量	5	りん含有量	16 (日間平均8)		
溶解性鉄含有量	10	化学的酸素要求量(COD)	160 (日間平均120)		
溶解性マンガン含有量	10	(湖沼に直接排水する場合に限る)			

- ・上乗せ項目について、基準の異なる複数の施設がある場合には、最も厳しい基準を適用する。
- ・水質汚濁防止法施行令別表施設第174号の共同処理施設については処理対象事業場の業種に属するものとみなして適用する。
- ・既存・新規の施設・・・平成4年4月1日前に設置された施設（設置の工事含む）を既存、同日以後に設置された施設を新規とする。
- ・既設・新設の事業場・・・ある施設が新たに法・条例の対象となった時点でその施設を設置していた事業場を既設、それ以外を新設とする。

B 日平均排水量が10m<sup>3</sup>以上の指定外工場等及び日平均排水量が10m<sup>3</sup>未満の下記の特定事業場及び指定排水工場等に適用。

水質汚濁防止法施行令別表第1第11号（動物系飼料又は有機質肥料製造業）
同第66号の3（共同調理場（総床面積500m <sup>3</sup> 以上））
同第66号の4（弁当仕出屋又は弁当製造業（総床面積360m <sup>3</sup> 以上））
同第66号の5から第66号の7（飲食店関係）
同第68号の2（病床数300以上の病院に設置されるちゅう房施設、洗浄施設及び入浴施設）
同第70号の2（自動車分解整備事業の洗車施設（屋内作業場面積800m <sup>3</sup> 以上））
同第72号（501人槽以上のし尿浄化槽等）
同指定地域特定施設（201～500人槽のし尿浄化槽）
上記の施設を設置する工場又は事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く）の処理施設を設置する工場又は事業場

水素イオン濃度(pH)	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)	150(日間平均120)
化学的酸素要求量(COD) 注	160(日間平均120)
浮遊物質(SS)	180(日間平均150)

（注）湖沼に直接排水する場合に限る。

② 有害物質（共通）（単位：mg/L）

公共用水域に排水水を排水するすべての工場又は事業場に適用。

カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1	1,2-ジクロロエタン	0.04
シアン化合物	シアン 1	1,1-ジクロロエチレン	0.2
有機リン化合物	1	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
鉛及びその化合物	鉛 0.1	1,1,1-トリクロロエタン	3
6価クロム化合物	6価クロム 0.5	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
ヒ素及びその化合物	ヒ素 0.1	1,3-ジクロロプロパン	0.02
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	水銀 0.005	チウラム	0.06
		シマジン	0.03
アルキル水銀化合物	検出されないこと (定量限界0.0005)	チオベンカルブ	0.2
		ベンゼン	0.1
PCB	0.003	セレン及びその化合物	セレン 0.1
トリクロロエチレン	0.3	ほう素及びその化合物	ほう素 10
テトラクロロエチレン	0.1	ふっ素及びその化合物	ふっ素 8
ジクロロメタン	0.2	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100(*1)
四塩化炭素	0.02		

\*1) 1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量が100ミリグラム

### (3) 特定施設及び指定排水施設

#### ① 特定施設（水質汚濁防止法）

（平成19年3月31日現在）

番号	業 種 等	届 出 事業所数	規制対象 事業所数
2	畜産・食料品製造業	2	0
4	保存食料品製造業	1(1)	0
5	調味料製造業	1(1)	1(1)
9	米菓製造業	23(5)	2(2)
11	有機質肥料製造業	1	1
12	動物性油脂製造業	1	0
16	めん類製造業	2	0
17	豆腐・煮豆製造業	5(2)	2(2)
18の2	冷凍調理食品製造業	2	1
19	繊維製品製造業	5(3)	2(1)
23	パルプ・紙又は紙加工品製造業	2	2
23の2	新聞業・他	2(1)	0
27	無機化学製品製造業	3(1)	0
33	合成樹脂製造業	2(2)	1(1)
42	ゼラチン製造業	2(2)	0
46	有機化学工業製品製造業	2(1)	2(1)
50	試薬製造業	1(1)	1(1)
51の2	工業用ゴム製造業	1	0
52	皮革製造業	7(5)	3(1)
53	ガラス製品製造業	2(2)	1(1)
54	セメント製品	1	0
55	生コンクリート製造業	3	0
58	窯業原料精製業	1(1)	1(1)
63	金属製品製造業	1	1
64の2	水道用浄水施設	2(1)	1(1)
65	表面処理施設	20(8)	9(4)
66	電気めっき施設	9(5)	9(5)
66の2	旅館業	15(3)	2(1)
66の4	弁当仕出・他	4(4)	4(4)
67	洗たく業	57(7)	15(6)
68	自動フィルム現像洗浄施設	5(4)	1(1)
68の2	病院	1(1)	1(1)
71	自動式車両洗浄施設	50(1)	0
71の2	試験研究機関	3(1)	1(1)
71の5	トリクレン洗浄	3(3)	3(3)
72	し尿処理施設	4(1)	2(1)
2001	指定地域特定施設	18(1)	18(1)
	計	264(68)	87(40)

#### ② 指定排水施設（埼玉県生活環境保全条例）

指 定 排 水 施 設	届 出 工 場 数	規制対象 事業所数
1	弁当仕出屋及び弁当製造業	3
2	共同調理場又は病院	2( 1)
3	特定給食施設	30(23)
4	コルゲートマシン	2( 2)
5	飲食店	5( 2)
	計	42(28)

（ ）は公共下水道接続事業場

#### (4) 工場・事業場立入指導結果

##### 項目別排水検査結果

項目	検体数	不適合数	不適合率(%)
水素イオン濃度(pH)	84	2	2.4
生物化学的酸素要求量(BOD)	80	5	6.3
化学的酸素要求量(COD)	54	-	-
浮遊物質(SS)	76	0	0.0
シアン化合物(CN)	6	0	0.0
6価クロム(Cr6+)	10	1	10.0
カドミウム(Cd)	2	0	0.0
全クロム(T-Cr)	8	0	0.0
鉛化合物(Pb)	2	0	0.0
銅(Cu)	6	0	0.0
亜鉛(Zn)	15	0	0.0
溶解性鉄(S-Fe)	6	0	0.0
マンガン(Mn)	0	0	0.0
トリクロロエチレン(TCE)	8	0	0.0
テトラクロロエチレン(PCE)	0	0	0.0
全窒素(T-N)	29	0	0.0
全リン(T-P)	29	0	0.0
n-Hex抽出物質	2	0	0.0
ジクロロメタン	0	0	0.0
1,2ジクロロエタン	0	0	0.0
1,1ジクロロエチレン	0	0	0.0
1,1,1-トリクロロエタン	0	0	0.0
ふっ素	4	1	25.0
ほう素	2	0	0.0
アンモニア性窒素	2	0	0.0
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	2	0	0.0

(5) 河川水質調査結果

河川名		綾瀬川											
地点名		1. 一之橋				適合率 (%)	BOD COD 75%値	2. 中曽根橋				適合率 (%)	BOD COD 75%値
測定項目		平均	最小値 ~ 最大値	m / n	平均			最小値 ~ 最大値	m / n				
水温 (°C)		17.3	7.9 ~ 28.0	- / 12	-	-	17.3	8.6 ~ 28.0	- / 12	-	-		
透視度 (cm)		26.4	8.0 ~ 48.0	- / 12	-	-	27.9	7.0 ~ >50.0	- / 12	-	-		
生活環境項目	pH	7.3	6.9 ~ 7.6	0 / 12	100	-	7.3	7.2 ~ 7.5	0 / 12	100	-		
	DO(mg/L)	6.8	5.3 ~ 9.8	0 / 12	100	-	5.8	3.7 ~ 8.4	2 / 12	83	-		
	BOD(mg/L)	3.6	2.1 ~ 6.1	2 / 12	83	4.6	3.9	2.0 ~ 6.6	2 / 12	83	4.3		
	COD(mg/L)	6.9	4.5 ~ 9.7	- / 12	-	8.4	7.2	5.4 ~ 10	- / 12	-	7.3		
	SS(mg/L)	31	7 ~ 66	3 / 12	75	-	24	11 ~ 79	1 / 12	92	-		
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	0.5	0.5 ~ 0.5	- / 6	-	-	0.7	ND ~ 0.7	- / 12	-	-		
	全窒素(mg/L)	4.2	2.9 ~ 5.5	- / 4	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	全リン(mg/L)	0.27	0.18 ~ 0.37	- / 4	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	亜鉛(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
健康項目	カドミウム(mg/L)	<0.001	<0.001 ~ <0.001	0 / 6	100	-	<0.001	<0.001 ~ <0.001	0 / 6	100	-		
	全シアン(mg/L)	ND	ND ~ ND	0 / 6	100	-	ND	ND ~ ND	0 / 6	100	-		
	鉛(mg/L)	0.002	<0.001 ~ 0.004	0 / 6	100	-	0.004	<0.001 ~ 0.010	0 / 6	100	-		
	六価クロム(mg/L)	<0.005	<0.005 ~ <0.005	0 / 6	100	-	<0.005	<0.005 ~ <0.005	0 / 6	100	-		
	砒素(mg/L)	0.001	<0.001 ~ 0.001	0 / 6	100	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	総水銀(mg/L)	<0.0005	<0.0005 ~ <0.0005	0 / 6	100	-	<0.0005	<0.0005 ~ <0.0005	0 / 6	100	-		
	PCB(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	ジクロロメタン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	トリクロエチレン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	テトラクロエチレン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	四塩化炭素(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	1,2-ジクロロエタン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	1,3-ジクロロプロペン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	チウラム(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	シマジン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	チオベンカルブ(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	ベンゼン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	セレン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	硝酸性及び亜硝酸性窒素(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
フッ素(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-			
ホウ素(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-			
特殊項目	全クロム(mg/L)	0.01	<0.01 ~ 0.01	- / 6	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
その他の項目	アンモニウム性窒素(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	リン酸性リン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	導電率(mS/m)	41	21 ~ 70	- / 12	-	-	44	19 ~ 74	- / 12	-	-		
	塩素イオン(mg/L)	40	13 ~ 61	- / 4	-	-	32	10 ~ 52	- / 4	-	-		
	MBAS(mg/L)	0.08	0.02 ~ 0.15	- / 4	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		

\* 「m/n」は、「環境基準値、指針を越える検体数/総検体数」を示す。なお、指針値の設定されていない項目については、「-/総検体数」と表示した。

河川名		綾瀬川									
地点名		3. 手代橋					4. 桑袋大橋				
測定項目		平均	最小値 ~ 最大値	m / n	適合率 (%)	BOD COD 75%値	平均	最小値 ~ 最大値	m / n	適合率 (%)	BOD COD 75%値
水温(℃)		17.6	8.0 ~ 27.9	- / 12	-	-	17.5	7.8 ~ 27.8	- / 12	-	-
透視度(cm)		26.9	10.0 ~ 39.0	- / 12	-	-	28.9	11.0 ~ >50.0	- / 12	-	-
生活環境項目	pH	7.3	7.0 ~ 7.7	0 / 12	100	-	7.3	7.0 ~ 7.4	0 / 12	100	-
	DO(mg/L)	4.7	2.1 ~ 7.0	7 / 12	42	-	4.4	1.1 ~ 7.0	6 / 12	50	-
	BOD(mg/L)	3.9	2.3 ~ 7.4	1 / 12	92	4.4	4.4	2.4 ~ 9.5	1 / 12	92	4.6
	COD(mg/L)	8.1	6.1 ~ 11	- / 12	-	9.1	8.0	6.1 ~ 10	- / 12	-	8.8
	SS(mg/L)	21	8 ~ 51	1 / 12	92	-	18	8 ~ 34	0 / 12	100	-
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	0.82	ND ~ 0.94	- / 12	-	-	0.70	ND ~ 1.0	- / 6	-	-
	全窒素(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	4.2	2.9 ~ 5.7	0 / 4	-	-
	全リン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	0.33	0.20 ~ 0.55	0 / 4	-	-
	亜鉛(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-
健康項目	カドミウム(mg/L)	<0.001	<0.001 ~ <0.001	0 / 6	100	-	<0.001	<0.001 ~ <0.001	0 / 6	100	-
	全シアン(mg/L)	ND	ND ~ ND	0 / 6	100	-	ND	ND ~ ND	0 / 6	100	-
	鉛(mg/L)	0.002	0.001 ~ 0.003	0 / 6	100	-	0.002	0.001 ~ 0.003	0 / 6	100	-
	六価クロム(mg/L)	<0.005	<0.005 ~ <0.005	0 / 6	100	-	<0.005	<0.005 ~ <0.005	0 / 6	100	-
	砒素(mg/L)	-	- ~ -	0 / 6	100	-	0.001	<0.001 ~ 0.002	0 / 6	100	-
	総水銀(mg/L)	<0.0005	<0.0005 ~ <0.0005	0 / 6	100	-	<0.0005	<0.0005 ~ <0.0005	0 / 6	100	-
	PCB(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	ND	ND ~ ND	0 / 2	100	-
	ジクロロメタン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	<0.002	<0.002 ~ <0.002	0 / 2	100	-
	トリクロロエチレン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	<0.002	<0.002 ~ <0.002	0 / 2	100	-
	テトラクロロエチレン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	0.0010	<0.0005 ~ 0.0010	0 / 2	100	-
	四塩化炭素(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	<0.0002	<0.0002 ~ <0.0002	0 / 1	100	-
	1,2-ジクロロエタン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	<0.0004	<0.0004 ~ <0.0004	0 / 1	100	-
	1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	<0.002	<0.002 ~ <0.002	0 / 1	100	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	<0.004	<0.004 ~ <0.004	0 / 1	100	-
	1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	<0.0005	<0.0005 ~ <0.0005	0 / 1	100	-
	1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	<0.0006	<0.0006 ~ <0.0006	0 / 1	100	-
	1,3-ジクロロプロペン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	<0.0002	<0.0002 ~ <0.0002	0 / 1	100	-
	チウラム(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	<0.0006	<0.0006 ~ <0.0006	0 / 1	100	-
	シマジン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	<0.0003	<0.0003 ~ <0.0003	0 / 1	100	-
	チオベンカルブ(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	<0.002	<0.002 ~ <0.002	0 / 1	100	-
	ベンゼン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	<0.001	<0.001 ~ <0.001	0 / 1	100	-
	セレン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	<0.001	<0.001 ~ <0.001	0 / 1	100	-
	硝酸性及び亜硝酸性窒素(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	4.7	1.9 ~ 16	0 / 6	100	-
フッ素(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	0.12	0.07 ~ 0.18	0 / 6	100	-	
ホウ素(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	0.11	0.08 ~ 0.17	0 / 6	100	-	
特殊項目	全クロム(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	<0.01	<0.01 ~ <0.01	- / 6	-	-
その他の項目	アンモニア性窒素(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-
	リン酸性リン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-
	導電率(mS/m)	48	22 ~ 75	- / 12	-	-	49	22 ~ 75	- / 12	-	-
	塩素イオン(mg/L)	40	12 ~ 65	- / 4	-	-	43	12 ~ 82	- / 4	-	-
	MBAS(mg/L)	-	- ~ -	- / 4	-	-	0.11	0.04 ~ 0.23	- / 4	-	-

\*「m/n」は、「環境基準値、指針を越える検体数/総検体数」を示す。なお、指針値の設定されていない項目については、「-/総検体数」と表示した。

河川名		伝右川											
地点名		5. 伝右橋(上)				適合率 (%)	BOD COD 75%値	6. 男女土橋				適合率 (%)	BOD COD 75%値
測定項目		平均	最小値 ~ 最大値	m / n	平均			最小値 ~ 最大値	m / n				
水温 (°C)		18.3	8.5 ~ 28.5	- / 12	-	-	17.2	8.1 ~ 27.0	- / 12	-	-		
透視度 (cm)		33.2	19.5 ~ >50.0	- / 12	-	-	24.6	13.0 ~ 35.0	- / 12	-	-		
生活環境項目	pH	7.5	7.2 ~ 7.7	- / 12	-	-	7.4	7.0 ~ 7.6	- / 12	-	-		
	DO(mg/L)	4.9	3.0 ~ 6.9	- / 12	-	-	3.7	1.9 ~ 7.9	- / 12	-	-		
	BOD(mg/L)	5.5	3.2 ~ 8.2	- / 12	-	6.6	5.6	2.8 ~ 9.7	- / 12	-	7.1		
	COD(mg/L)	8.0	4.9 ~ 10	- / 12	-	8.9	8.1	6.5 ~ 11	- / 12	-	8.7		
	SS(mg/L)	11	4 ~ 28	- / 12	-	-	14	7 ~ 29	- / 12	-	-		
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	1.1	ND ~ 1.4	- / 6	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	全窒素(mg/L)	6.2	3.7 ~ 7.8	- / 4	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	全リン(mg/L)	0.53	0.19 ~ 0.97	- / 4	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
亜鉛(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-			
健康項目	カドミウム(mg/L)	<0.001	<0.001 ~ <0.001	0 / 6	100	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	全シアン(mg/L)	ND	ND ~ ND	0 / 6	100	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	鉛(mg/L)	0.001	<0.001 ~ 0.002	0 / 6	100	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	六価クロム(mg/L)	<0.005	<0.005 ~ <0.005	0 / 6	100	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	砒素(mg/L)	0.001	<0.001 ~ 0.001	0 / 6	100	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	総水銀(mg/L)	<0.0005	<0.0005 ~ <0.0005	0 / 6	100	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	PCB(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	ジクロロメタン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	トリクロロエチレン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	テトラクロロエチレン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	四塩化炭素(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	1,2-ジクロロエタン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	1,3-ジクロロプロペン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	チウラム(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	シマジン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	チオベンカルブ(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	ベンゼン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	セレン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	硝酸性及び亜硝酸性窒素(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
フッ素(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-			
ホウ素(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-			
特殊項目	全クロム(mg/L)	<0.01	<0.01 ~ <0.01	- / 6	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
その他の項目	アンモニア性窒素(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	リン酸性リン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	導電率(mS/m)	43	18 ~ 53	- / 12	-	-	41	17 ~ 58	- / 12	-	-		
	塩素イオン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	MBAS(mg/L)	0.46	0.27 ~ 0.70	- / 4	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		

\*「m/n」は、「環境基準値、指針を越える検体数/総検体数」を示す。なお、指針値の設定されていない項目については、「-/総検体数」と表示した。

河川名		伝右川											
地点名		7. 山王橋				適合率 (%)	BOD COD 75%値	8. 伝右橋(下)				適合率 (%)	BOD COD 75%値
測定項目		平均	最小値 ~ 最大値	m / n				平均	最小値 ~ 最大値	m / n			
水温 (°C)		16.9	9.4 ~ 27.9	- / 6	-	-	17.9	7.5 ~ 28.5	- / 24	-	-		
透視度 (cm)		30.3	12.0 ~ 45.0	- / 6	-	-	28.0	15.5 ~ 42.0	- / 24	-	-		
生活環境項目	pH	7.4	7.3 ~ 7.6	- / 6	-	-	7.4	7.1 ~ 7.6	- / 24	-	-		
	DO(mg/L)	4.2	1.6 ~ 5.5	- / 6	-	-	3.8	1.1 ~ 6.9	- / 24	-	-		
	BOD(mg/L)	4.8	2.5 ~ 10	- / 6	-	5.9	4.6	2.1 ~ 10	- / 24	-	5.4		
	COD(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	7.5	4.4 ~ 11	- / 24	-	8.0		
	SS(mg/L)	12	3 ~ 29	- / 6	-	-	14	4 ~ 29	- / 24	-	-		
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	全窒素(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	4.6	3.2 ~ 5.5	- / 4	-	-		
	全リン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	0.66	0.26 ~ 1.5	- / 4	-	-		
	亜鉛(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	0.029	0.017 ~ 0.049	- / 4	-	-		
健康項目	カドミウム(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	<0.001	<0.001 ~ <0.001	0 / 6	100	-		
	全シアン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	ND	ND ~ ND	0 / 6	100	-		
	鉛(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	0.002	0.001 ~ 0.005	0 / 12	100	-		
	六価クロム(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	<0.005	<0.005 ~ <0.005	0 / 6	100	-		
	砒素(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	0.001	<0.001 ~ 0.001	0 / 6	100	-		
	総水銀(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	<0.0005	<0.0005 ~ <0.0005	0 / 6	100	-		
	PCB(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	ND	ND ~ ND	0 / 2	100	-		
	ジクロロメタン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	<0.002	<0.002 ~ <0.002	0 / 6	100	-		
	トリクロエチレン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	0.006	<0.002 ~ 0.011	0 / 6	100	-		
	テトラクロエチレン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	<0.0005	<0.0005 ~ <0.0005	0 / 6	100	-		
	四塩化炭素(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	<0.0002	<0.0002 ~ <0.0002	0 / 2	100	-		
	1,2-ジクロロエタン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	<0.0004	<0.0004 ~ <0.0004	0 / 2	100	-		
	1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	<0.002	<0.002 ~ <0.002	0 / 2	100	-		
	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	<0.004	<0.004 ~ <0.004	0 / 2	100	-		
	1,1,1-トリクロエタン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	<0.0005	<0.0005 ~ <0.0005	0 / 2	100	-		
	1,1,2-トリクロエタン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	<0.0006	<0.0006 ~ <0.0006	0 / 2	100	-		
	1,3-ジクロロプロペン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	<0.0002	<0.0002 ~ <0.0002	0 / 2	100	-		
	チウラム(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	<0.0006	<0.0006 ~ <0.0006	0 / 4	100	-		
	シマジン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	<0.0003	<0.0003 ~ <0.0003	0 / 4	100	-		
	チオベンカルブ(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	<0.002	<0.002 ~ <0.002	0 / 4	100	-		
	ベンゼン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	<0.001	<0.001 ~ <0.001	0 / 2	100	-		
セレン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	<0.001	<0.001 ~ <0.001	0 / 2	100	-			
硝酸性及び亜硝酸性窒素(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	2.0	0.89 ~ 3.5	0 / 12	100	-			
フッ素(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	0.19	0.07 ~ 0.37	0 / 12	100	-			
ホウ素(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	0.11	0.02 ~ 0.21	0 / 12	100	-			
特殊項目	全クロム(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
その他の項目	アンモニア性窒素(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	1.9	1.1 ~ 2.7	- / 4	-	-		
	リン酸性リン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	0.22	0.02 ~ 0.64	- / 4	-	-		
	導電率(mS/m)	42	18 ~ 61	- / 6	-	-	48	14 ~ 68	- / 24	-	-		
	塩素イオン(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	37	6 ~ 60	- / 24	-	-		
	MBAS(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	0.21	0.07 ~ 0.29	- / 4	-	-		

\*「m/n」は、「環境基準値、指針を越える検体数/総検体数」を示す。なお、指針値の設定されていない項目については、「-/総検体数」と表示した。

河川名		古綾瀬川													
地点名		9. 古川橋					適合率 (%)	BOD COD 75%値	10. 越戸橋				適合率 (%)	BOD COD 75%値	
測定項目		平均	最小値	～	最大値	m / n			平均	最小値	～	最大値			m / n
水温 (°C)		16.9	6.0	～	28.5	- / 12	-	-	17.7	9.9	～	28.5	- / 6	-	-
透視度 (cm)		20.1	10.5	～	32.0	- / 12	-	-	29.1	16.5	～	44.5	- / 6	-	-
生活環境項目	pH	7.4	7.1	～	7.8	0 / 12	100	-	7.4	7.1	～	7.5	0 / 6	100	-
	DO(mg/L)	6.4	3.6	～	13	0 / 12	100	-	6.1	4.0	～	7.5	0 / 6	100	-
	BOD(mg/L)	6.4	3.0	～	17	1 / 12	92	7.1	4.3	2.7	～	6.2	0 / 6	100	4.8
	COD(mg/L)	9.0	5.8	～	15	- / 12	-	10	-	-	～	-	- / -	-	-
	SS(mg/L)	25	13	～	58	0 / 12	-	-	14	7	～	21	0 / 6	-	-
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	全窒素(mg/L)	5.1	2.2	～	8.6	- / 4	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	全リン(mg/L)	0.37	0.16	～	0.54	- / 4	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
亜鉛(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-	
健康項目	カドミウム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	全シアン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	鉛(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	六価クロム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	砒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	総水銀(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	PCB(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	ジクロロメタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	トリクロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	テトラクロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	四塩化炭素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	1,2-ジクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	1,3ジクロロプロペン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	チウラム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	シマジン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	チオベンカルブ(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
ベンゼン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-	
セレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-	
硝酸性及び亜硝酸性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-	
フッ素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-	
ホウ素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-	
特殊項目	全クロム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
その他の項目	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	リン酸性リン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	導電率(mS/m)	40	16	～	56	- / 12	-	-	38	22	～	62	- / 6	-	-
	塩素イオン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	MBAS(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-

\*「m/n」は、「環境基準値、指針を越える検体数/総検体数」を示す。なお、指針値の設定されていない項目については、「-/総検体数」と表示した。

河川名		古綾瀬川					-						
地点名		11. 綾瀬川合流点前				適合率 (%)	BOD COD 75%値	12. 工業団地排水口				適合率 (%)	BOD COD 75%値
測定項目		平均	最小値 ~ 最大値	m / n				平均	最小値 ~ 最大値	m / n			
水温 (°C)		19.7	11.2 ~ 31.0	- / 24	-	-	20.3	12.1 ~ 31.0	- / 12	-	-		
透視度 (cm)		25.5	9.0 ~ 42.1	- / 24	-	-	29.3	16.0 ~ 38.0	- / 12	-	-		
生活環境項目	pH	7.2	7.0 ~ 7.7	0 / 24	100	-	7.4	7.1 ~ 7.7	- / 12	-	-		
	DO(mg/L)	4.7	2.1 ~ 7.3	0 / 24	100	-	4.4	0.6 ~ 7.0	- / 12	-	-		
	BOD(mg/L)	5.8	2.5 ~ 11	3 / 24	88	6.9	16	3.3 ~ 37	- / 12	-	20		
	COD(mg/L)	12	7.8 ~ 17	- / 24	-	13	18	13 ~ 27	- / 12	-	17		
	SS(mg/L)	15	8 ~ 39	0 / 24	-	-	18	11 ~ 32	- / 12	-	-		
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	1.1	ND ~ 1.1	- / 6	-	-		
	全窒素(mg/L)	4.8	3.1 ~ 5.8	- / 4	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	全リン(mg/L)	0.44	0.31 ~ 0.78	- / 4	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
亜鉛(mg/L)	0.039	0.015 ~ 0.061	- / 4	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-			
健康項目	カドミウム(mg/L)	<0.001	<0.001 ~ <0.001	0 / 6	100	-	<0.001	<0.001 ~ <0.001	0 / 6	100	-		
	全シアン(mg/L)	ND	ND ~ ND	0 / 6	100	-	ND	ND ~ ND	0 / 6	100	-		
	鉛(mg/L)	0.002	<0.001 ~ 0.003	0 / 12	100	-	0.005	0.001 ~ 0.020	1 / 12	92	-		
	六価クロム(mg/L)	<0.005	<0.005 ~ <0.005	0 / 6	100	-	0.013	<0.005 ~ 0.017	0 / 12	100	-		
	砒素(mg/L)	0.001	<0.001 ~ 0.001	0 / 6	100	-	<0.001	<0.001 ~ <0.001	0 / 6	100	-		
	総水銀(mg/L)	<0.0005	<0.0005 ~ <0.0005	0 / 6	100	-	<0.0005	<0.0005 ~ <0.0005	0 / 6	100	-		
	PCB(mg/L)	ND	ND ~ ND	0 / 2	100	-	ND	ND ~ ND	0 / 2	100	-		
	ジクロロメタン(mg/L)	0.003	<0.002 ~ 0.003	0 / 6	100	-	0.028	<0.002 ~ 0.10	3 / 12	75	-		
	トリクロエチレン(mg/L)	<0.002	<0.002 ~ <0.002	0 / 6	100	-	<0.002	<0.002 ~ <0.002	0 / 2	100	-		
	テトラクロエチレン(mg/L)	<0.0005	<0.0005 ~ <0.0005	0 / 6	100	-	<0.0005	<0.0005 ~ <0.0005	0 / 2	100	-		
	四塩化炭素(mg/L)	<0.0002	<0.0002 ~ <0.0002	0 / 4	100	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	1,2-ジクロロエタン(mg/L)	<0.0004	<0.0004 ~ <0.0004	0 / 4	100	-	0.00085	<0.0004 ~ 0.0010	0 / 4	100	-		
	1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	<0.002	<0.002 ~ <0.002	0 / 4	100	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	<0.004	<0.004 ~ <0.004	0 / 4	100	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	<0.0005	<0.0005 ~ <0.0005	0 / 4	100	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	<0.0006	<0.0006 ~ <0.0006	0 / 4	100	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	1,3-ジクロロプロペン(mg/L)	<0.0002	<0.0002 ~ <0.0002	0 / 4	100	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	チウラム(mg/L)	<0.0006	<0.0006 ~ <0.0006	0 / 4	100	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	シマジン(mg/L)	<0.0003	<0.0003 ~ <0.0003	0 / 4	100	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	チオベンカルブ(mg/L)	<0.002	<0.002 ~ <0.002	0 / 4	100	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	ベンゼン(mg/L)	<0.001	<0.001 ~ <0.001	0 / 4	100	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	セレン(mg/L)	<0.001	<0.001 ~ <0.001	0 / 2	100	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	硝酸性及び亜硝酸性窒素(mg/L)	2.0	0.10 ~ 3.7	0 / 12	100	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
フッ素(mg/L)	0.11	0.04 ~ 0.18	0 / 12	100	-	-	- ~ -	- / -	-	-			
ホウ素(mg/L)	0.22	0.06 ~ 0.42	0 / 12	100	-	-	- ~ -	- / -	-	-			
特殊項目	全クロム(mg/L)	-	- ~ -	- / -	-	-	0.12	0.02 ~ 0.19	- / 6	-	-		
その他の項目	アンモニア性窒素(mg/L)	1.7	1.1 ~ 2.2	- / 4	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	リン酸性リン(mg/L)	0.10	0.02 ~ 0.20	- / 4	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		
	導電率(mS/m)	69	24 ~ 111	- / 24	-	-	89	65 ~ 122	- / 12	-	-		
	塩素イオン(mg/L)	53	3 ~ 120	- / 24	-	-	96	66 ~ 150	- / 4	-	-		
	MBAS(mg/L)	0.15	0.07 ~ 0.26	- / 4	-	-	-	- ~ -	- / -	-	-		

\* 「m/n」は、「環境基準値、指針を越える検体数/総検体数」を示す。なお、指針値の設定されていない項目については、「-/総検体数」と表示した。

河川名		毛長川											
地点名		13. 谷塚橋					適合率 (%)	BOD COD 75%値	14. 水神橋				
測定項目		平均	最小値 ~ 最大値	m / n		平均			最小値 ~ 最大値	m / n		適合率 (%)	BOD COD 75%値
水温(℃)		16.9	6.7 ~ 27.0	- / 12		-	-	17.2	6.5 ~ 29.0	- / 24		-	-
透視度(cm)		20.2	6.5 ~ >50.0	- / 12		-	-	24.7	14.0 ~ 43.0	- / 24		-	-
生活環境項目	pH	7.4	7.1 ~ 7.7	- / 12		-	-	7.4	7.1 ~ 7.7	- / 24		-	-
	DO(mg/L)	5.7	2.0 ~ 10	- / 12		-	-	4.6	1.5 ~ 10.0	- / 24		-	-
	BOD(mg/L)	4.4	1.6 ~ 8.9	- / 12		-	5.4	4.5	1.7 ~ 8.4	- / 24		-	5.9
	COD(mg/L)	7.6	3.6 ~ 14	- / 12		-	8.2	6.9	4.3 ~ 10	- / 24		-	7.6
	SS(mg/L)	36	3 ~ 93	- / 12		-	-	19	5 ~ 45	- / 24		-	-
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	-	- ~ -	- / -		-	-
	全窒素(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	4.4	2.8 ~ 5.6	- / 4		-	-
	全リン(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	0.49	0.28 ~ 0.87	- / 4		-	-
	亜鉛(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	0.030	0.014 ~ 0.057	- / 4		-	-
健康項目	カドミウム(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	<0.001	<0.001 ~ <0.001	0 / 6		100	-
	全シアン(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	ND	ND ~ ND	0 / 6		100	-
	鉛(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	0.002	0.001 ~ 0.005	0 / 12		100	-
	六価クロム(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	<0.005	<0.005 ~ <0.005	0 / 6		100	-
	砒素(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	0.001	<0.001 ~ 0.001	0 / 6		100	-
	総水銀(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	<0.0005	<0.0005 ~ <0.0005	0 / 6		100	-
	PCB(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	ND	ND ~ ND	0 / 2		100	-
	ジクロロメタン(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	0.003	<0.002 ~ 0.003	0 / 6		100	-
	トリクロエチレン(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	0.003	<0.002 ~ 0.003	0 / 6		100	-
	テトラクロエチレン(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	<0.0005	<0.0005 ~ <0.0005	0 / 6		100	-
	四塩化炭素(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	<0.0002	<0.0002 ~ <0.0002	0 / 2		100	-
	1,2-ジクロロエタン(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	<0.0004	<0.0004 ~ <0.0004	0 / 2		100	-
	1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	<0.002	<0.002 ~ <0.002	0 / 2		100	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	<0.004	<0.004 ~ <0.004	0 / 2		100	-
	1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	<0.0005	<0.0005 ~ <0.0005	0 / 2		100	-
	1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	<0.0006	<0.0006 ~ <0.0006	0 / 2		100	-
	1,3ジクロロプロペン(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	<0.0002	<0.0002 ~ <0.0002	0 / 2		100	-
	チウラム(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	<0.0006	<0.0006 ~ <0.0006	0 / 4		100	-
	シマジン(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	<0.0003	<0.0003 ~ <0.0003	0 / 4		100	-
	チオベンカルブ(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	<0.002	<0.002 ~ <0.002	0 / 4		100	-
	ベンゼン(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	<0.001	<0.001 ~ <0.001	0 / 2		100	-
	セレン(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	<0.001	<0.001 ~ <0.001	0 / 2		100	-
	硝酸性及び亜硝酸性窒素(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	1.8	0.98 ~ 3.2	0 / 12		100	-
フッ素(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	0.11	0.05 ~ 0.14	0 / 12		100	-	
ホウ素(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	0.08	0.02 ~ 0.17	0 / 12		100	-	
特殊項目	全クロム(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	-	- ~ -	- / -		-	-
その他の項目	アンモニア性窒素(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	2.1	0.97 ~ 3.5	- / 4		-	-
	リン酸性リン(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	0.17	0.02 ~ 0.38	- / 4		-	-
	導電率(mS/m)	34	17 ~ 51	- / 12		-	-	38	14 ~ 60	- / 24		-	-
	塩素イオン(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	25	7.0 ~ 49	- / 24		-	-
	MBAS(mg/L)	-	- ~ -	- / -		-	-	0.25	0.06 ~ 0.45	- / 4		-	-

\*「m/n」は、「環境基準値、指針を越える検体数/総検体数」を示す。なお、指針値の設定されていない項目については、「-/総検体数」と表示した。

河川名		毛長川					河内堀												
地点名		15. 鷺宮橋				適合率 (%)	BOD COD 75%値	16. 大淵橋				適合率 (%)	BOD COD 75%値						
測定項目		平均	最小値	～	最大値			m	/	n	平均			最小値	～	最大値	m	/	n
水温 (°C)		17.8	8.0	～	28.0	-	/	12	-	-	17.4	7.9	～	27.0	-	/	12	-	-
透視度 (cm)		28.5	15.0	～	45.0	-	/	12	-	-	21.8	12.0	～	40.0	-	/	12	-	-
生活環境項目	pH	7.3	7.1	～	7.6	-	/	12	-	-	7.4	7.2	～	7.6	-	/	12	-	-
	DO(mg/L)	4.0	1.5	～	6.9	-	/	12	-	-	3.0	0.6	～	6.1	-	/	12	-	-
	BOD(mg/L)	4.0	2.2	～	7.0	-	/	12	-	4.1	16	3.5	～	31	-	/	12	-	21
	COD(mg/L)	7.1	5.6	～	10	-	/	12	-	7.3	17	7.9	～	27	-	/	12	-	21
	SS(mg/L)	20	6	～	37	-	/	12	-	-	12	7	～	23	-	/	12	-	-
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	-	-	～	-	-	/	-	-	-
	全窒素(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	8.8	5.3	～	14	-	/	4	-	-
	全リン(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	1.8	0.6	～	3.3	-	/	4	-	-
亜鉛(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	-	-	～	-	-	/	-	-	-	
健康項目	カドミウム(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	<0.001	<0.001	～	<0.001	0	/	6	100	-
	全シアン(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	ND	ND	～	ND	0	/	6	100	-
	鉛(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	0.013	<0.001	～	0.091	3	/	12	75	-
	六価クロム(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	0.006	<0.005	～	0.007	0	/	6	100	-
	砒素(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	0.001	<0.001	～	0.001	0	/	6	100	-
	総水銀(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0	/	6	100	-
	PCB(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	ND	ND	～	ND	0	/	2	100	-
	ジクロロメタン(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	<0.002	<0.002	～	<0.002	0	/	2	100	-
	トリクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	0.0055	0.003	～	0.008	0	/	2	100	-
	テトラクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0	/	2	100	-
	四塩化炭素(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	-	-	～	-	-	/	-	-	-
	1,2-ジクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	-	-	～	-	-	/	-	-	-
	1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	-	-	～	-	-	/	-	-	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	-	-	～	-	-	/	-	-	-
	1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	-	-	～	-	-	/	-	-	-
	1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	-	-	～	-	-	/	-	-	-
	1,3ジクロロプロペン(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	-	-	～	-	-	/	-	-	-
	チウラム(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	-	-	～	-	-	/	-	-	-
	シマジン(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	-	-	～	-	-	/	-	-	-
	チオベンカルブ(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	-	-	～	-	-	/	-	-	-
	ベンゼン(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	-	-	～	-	-	/	-	-	-
	セレン(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	-	-	～	-	-	/	-	-	-
	硝酸性及び亜硝酸性窒素(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	-	-	～	-	-	/	-	-	-
フッ素(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	-	-	～	-	-	/	-	-	-	
ホウ素(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	-	-	～	-	-	/	-	-	-	
特殊項目	全クロム(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	0.24	0.01	～	0.86	-	/	6	-	-
その他の項目	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	-	-	～	-	-	/	-	-	-
	リン酸性リン(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	-	-	～	-	-	/	-	-	-
	導電率(mS/m)	44	14	～	71	-	/	12	-	-	61	25	～	83	-	/	12	-	-
	塩素イオン(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	-	-	～	-	-	/	-	-	-
	MBAS(mg/L)	-	-	～	-	-	/	-	-	-	0.91	0.15	～	2.1	-	/	4	-	-

\* 「m/n」は、「環境基準値、指針を越える検体数/総検体数」を示す。なお、指針値の設定されていない項目については、「-/総検体数」と表示した。

河川名		谷古田用水													
地点名		17. ミニ親水公園北					18. 古綾瀬合流点前								
測定項目		平均	最小値	～	最大値	m / n	適合率 (%)	BOD COD 75%値	平均	最小値	～	最大値	m / n	適合率 (%)	BOD COD 75%値
水温 (°C)		17.1	6.0	～	28.0	- / 12	-	-	23.2	14.1	～	33.0	- / 12	-	-
透視度 (cm)		43.0	43.0	～	>50.0	- / 12	-	-	29.3	16.0	～	45.0	- / 12	-	-
生活環境項目	pH	7.4	7.1	～	8.0	- / 12	-	-	7.1	6.8	～	7.3	- / 12	-	-
	DO(mg/L)	8.7	4.8	～	13	- / 12	-	-	5.7	2.8	～	7.3	- / 12	-	-
	BOD(mg/L)	3.9	0.8	～	8.0	- / 12	-	6.0	5.6	1.5	～	12	- / 12	-	6.6
	COD(mg/L)	4.6	2.9	～	8.1	- / 12	-	4.6	19	2.2	～	28	- / 12	-	24
	SS(mg/L)	6	3	～	16	- / 12	-	-	10	5	～	30	- / 12	-	-
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	全窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	3.9	2.9	-	5.5	- / 4	-	-
	全リン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	0.52	0.08	～	1.5	- / 4	-	-
亜鉛(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-	
その他の項目	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	リン酸性リン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	導電率(mS/m)	37	19	～	51	- / 12	-	-	94	54	～	123	- / 12	-	-
	塩素イオン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	MBAS(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	0.28	0.24	～	0.33	- / 4	-	-

河川名		葛西用水													
地点名		19. 青北橋					20. 緑橋								
測定項目		平均	最小値	～	最大値	m / n	適合率 (%)	BOD COD 75%値	平均	最小値	～	最大値	m / n	適合率 (%)	BOD COD 75%値
水温 (°C)		17.2	5.9	～	29.0	- / 12	-	-	17.6	6.6	～	30.0	- / 12	-	-
透視度 (cm)		18.0	7.5	～	>50.0	- / 12	-	-	25.9	12.0	～	42.0	- / 12	-	-
生活環境項目	pH	7.4	7.0	～	7.8	- / 12	-	-	7.7	7.1	～	9.1	- / 12	-	-
	DO(mg/L)	8.9	4.9	～	17	- / 12	-	-	11	5.9	～	25	- / 12	-	-
	BOD(mg/L)	6.7	2.8	～	19	- / 12	-	6.7	3.9	1.4	～	6.4	- / 12	-	4.8
	COD(mg/L)	8.2	4.3	～	14	- / 12	-	9.8	7.7	5.0	～	13	- / 12	-	8.6
	SS(mg/L)	31	8	～	100	- / 12	-	-	27	7	～	160	- / 12	-	-
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	全窒素(mg/L)	2.9	1.8	～	5.3	- / 4	-	-	2.3	1.7	～	3.9	- / 4	-	-
	全リン(mg/L)	0.21	0.05	～	0.38	- / 4	-	-	0.15	0.03	～	0.27	- / 4	-	-
亜鉛(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-	
その他の項目	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	リン酸性リン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	導電率(mS/m)	37	19	～	54	- / 12	-	-	37	21	～	52	- / 12	-	-
	塩素イオン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	MBAS(mg/L)	0.12	0.03	～	0.26	- / 4	-	-	0.12	0.05	～	0.23	- / 4	-	-

\* 「m/n」は、「環境基準値、指針を越える検体数/総検体数」を示す。なお、指針値の設定されていない項目については、「-/総検体数」と表示した。

河川名		辰井川													
地点名		21. 柳島二の橋					適合率 (%)	BOD COD 75%値	22. 上町境橋					適合率 (%)	BOD COD 75%値
測定項目		平均	最小値	～	最大値	m / n			平均	最小値	～	最大値	m / n		
水温 (°C)		17.9	8.0	～	27.9	- / 12	-	-	17.0	7.0	～	27.5	- / 12	-	-
透視度 (cm)		29.4	18.0	～	>50.0	- / 12	-	-	27.2	12.0	～	45.0	- / 12	-	-
生活環境項目	pH	7.5	7.3	～	7.8	- / 12	-	-	7.5	7.4	～	7.8	- / 12	-	-
	DO(mg/L)	4.9	2.6	～	8.2	- / 12	-	-	4.0	0.9	～	8.9	- / 12	-	-
	BOD(mg/L)	11	2.7	～	15	- / 12	-	14	7.5	3.4	～	14	- / 12	-	9.2
	COD(mg/L)	12	6.2	～	17	- / 12	-	15	9.5	4.6	～	15	- / 12	-	11
	SS(mg/L)	9	4	～	25	- / 12	-	-	15	4	～	44	- / 12	-	-
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	全窒素(mg/L)	8.3	5.6	～	11	- / 4	-	-	5.6	3.8	～	6.8	- / 4	-	-
	全リン(mg/L)	1.4	0.04	～	3.0	- / 4	-	-	0.89	0.30	～	2.2	- / 4	-	-
亜鉛(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-	
その他の項目	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	リン酸性リン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	導電率(mS/m)	50	28	～	59	- / 12	-	-	45	14	～	57	- / 12	-	-
	塩素イオン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	26	10	～	32	- / 4	-	-
	MBAS(mg/L)	1.2	0.76	～	1.7	- / 4	-	-	0.37	0.12	～	0.69	- / 4	-	-

河川名		八条用水													
地点名		23. 笹橋					適合率 (%)	BOD COD 75%値	24. 境橋					適合率 (%)	BOD COD 75%値
測定項目		平均	最小値	～	最大値	m / n			平均	最小値	～	最大値	m / n		
水温 (°C)		17.5	7.0	～	29.0	- / 12	-	-	17.8	8.0	～	29.0	- / 12	-	-
透視度 (cm)		20.9	14.0	～	44.0	- / 12	-	-	21.6	15.0	～	>50.0	- / 12	-	-
生活環境項目	pH	7.5	7.2	～	7.9	- / 12	-	-	7.7	7.2	～	8.4	- / 12	-	-
	DO(mg/L)	11	6.3	～	20	- / 12	-	-	10	4.1	～	18	- / 12	-	-
	BOD(mg/L)	3.7	2.4	～	5.9	- / 12	-	4.2	2.6	1.0	～	5.9	- / 12	-	2.3
	COD(mg/L)	6.9	4.0	～	10	- / 12	-	9.1	6.1	3.8	～	10	- / 12	-	7.5
	SS(mg/L)	13	2	～	32	- / 12	-	-	14	2	～	68	- / 12	-	-
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	全窒素(mg/L)	2.6	1.6	～	3.7	- / 4	-	-	2.0	1.7	～	2.6	- / 4	-	-
	全リン(mg/L)	0.25	0.04	～	0.42	- / 4	-	-	0.16	0.06	～	0.35	- / 4	-	-
亜鉛(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-	
その他の項目	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	リン酸性リン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	導電率(mS/m)	45	18	～	73	- / 12	-	-	42	18	～	63	- / 12	-	-
	塩素イオン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	MBAS(mg/L)	0.06	0.02	～	0.10	- / 4	-	-	0.05	0.02	～	0.08	- / 4	-	-

\* 「m/n」は、「環境基準値、指針を越える検体数/総検体数」を示す。なお、指針値の設定されていない項目については、「-/総検体数」と表示した。

河川名		中川					-								
地点名		25. 中川・柿木グラウンド					26. 谷古田浄化施設処理水(参考)								
測定項目		平均	最小値	～	最大値	m / n	適合率 (%)	BOD COD 75%値	平均	最小値	～	最大値	m / n	適合率 (%)	BOD COD 75%値
水温(℃)		17.4	8.0	～	28.0	- / 12	-	-	17.7	9.2	～	28.0	- / 6	-	-
透視度(cm)		29.0	10.5	～	>50.0	- / 12	-	-	>50.0	>50.0	～	>50.0	- / 6	-	-
生活環境項目	pH	7.4	7.1	～	7.6	- / 12	-	-	7.7	7.4	～	7.8	- / 6	-	-
	DO(mg/L)	7.6	5.5	～	9.0	- / 12	-	-	9.5	4.1	～	12	- / 6	-	-
	BOD(mg/L)	3.1	1.1	～	5.5	- / 12	-	3.2	1.4	0.7	～	1.9	- / 6	-	-
	COD(mg/L)	6.1	3.4	～	8.7	- / 12	-	6.9	4.2	2.6	～	8.8	- / 6	-	-
	SS(mg/L)	15	5	～	47	- / 12	-	-	6	1	～	9	- / 6	-	-
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	全窒素(mg/L)	3.5	2.4	～	5.0	- / 4	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	全リン(mg/L)	0.27	0.11	～	0.42	- / 4	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
その他の項目	亜鉛(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	リン酸性リン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	導電率(mS/m)	40	23	～	56	- / 12	-	-	35	25	～	44	- / 6	-	-
	塩素イオン(mg/L)	34	16	～	49	- / 4	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
MBAS(mg/L)	0.06	0.02	～	0.10	- / 4	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-	

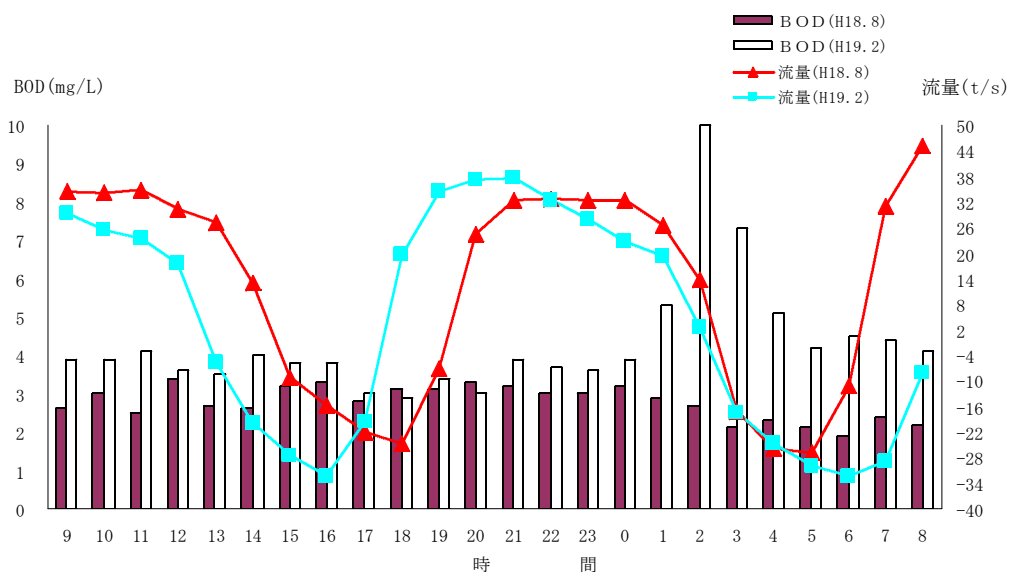
\*「m/n」は、「環境基準値、指針を越える検体数/総検体数」を示す。なお、指針値の設定されていない項目については、「-/総検体数」と表示した。

## (6) 河川水質・流量調査

調査日 かんがい期 平成18年8月10日～8月11日

非かんがい期 平成19年2月23日～2月24日

調査地点 綾瀬川 桑袋大橋



## (7) 河川底質調査結果

河川底質調査結果

調査日 平成18年11月8日

河川名	伝右川	古綾瀬川	毛長川
地点名	伝右橋	綾瀬川合流点前	水神橋
カドミウム (mg/kg)	1.3	1.7	0.5
鉛 (mg/kg)	15	18	ND
六価クロム (mg/kg)	ND	ND	ND
砒素 (mg/kg)	14	24	4.5
総水銀 (mg/kg)	0.03	0.02	0.01
アルキル水銀 (mg/kg)	ND	ND	ND
P C B (mg/kg)	ND	ND	ND
銅 (mg/kg)	290	580	34
クロム (mg/kg)	400	260	31
強熱減量 (%)	18.5	15.9	2.22
水分 (mg/kg)	59.5	51.6	27.0
色相	黒色	黒色	灰黒色
性状	粘土状	粘土状	砂状
臭気	下水臭	下水臭	沼沢臭

## (8) 地下水水質調査結果

水質汚濁防止法第15条に基づく地下水水質調査結果

調査日 平成18年11月28日

調査項目	単位	井戸① (弁天町)	井戸② (瀬崎町)	環境基準値
カドミウム及びその化合物 (Cd)	mg/L	<0.001	<0.001	0.01
シアン化合物 (CN)	mg/L	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛及びその化合物 (Pb)	mg/L	<0.005	<0.005	0.01
六価クロム化合物 (Cr <sup>6+</sup> )	mg/L	<0.01	<0.01	0.05
砒素及びその化合物 (As)	mg/L	<0.005	<0.005	0.01
水銀及びアルキル水銀その他の化合物 (T-Hg)	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.0005
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0.02
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	0.03
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.01
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0.004
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	0.02
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0.04
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	1
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.006
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.006
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0.003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0.02
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01
セレン及びその化合物 (Se)	mg/L	<0.002	<0.002	0.01
硝酸性窒素	mg/L	0.097	0.071	10
亜硝酸性窒素	mg/L	<0.005	<0.005	—
硝酸性及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.09	0.07	—
ふっ素及びその化合物 (F)	mg/L	<0.08	0.23	0.8
ほう素及びその化合物 (B)	mg/L	0.04	0.07	1

**(9) 綾瀬川の生物調査結果**

綾瀬川浄化対策協議会による同一日調査

調査日 かんがい期 平成18年 7月12日

非かんがい期 平成18年10月23日



綾瀬橋

ヨシノボリ	テナガエビ
ボラ	サカマキガイ
カダヤシ	オタマジャクシ
モツゴ	
メダカ	
スゴモロコ	

八条大橋

ヨシノボリ	テナガエビ
ボラ	
カダヤシ	
ヌマチチブ	
タイリクバラタナゴ	
ヒメダカ	

(10) 国土交通省直轄一級河川水質現況調査結果 (BOD年平均値)

汚濁河川ワースト5

年次	順位	河川名	都道府県	BOD値 (mg/L)
47	1	綾瀬川	埼玉・東京	55.2
	2	大和川	奈良・大阪	19.0
	3	猪名川	大阪・兵庫	17.2
	4	鶴見川	神奈川	14.8
	5	庄内川	岐阜・愛知	12.0
48	1	綾瀬川	埼玉・東京	36.1
	2	大和川	奈良・大阪	20.6
	3	猪名川	大阪・兵庫	15.5
	4	鶴見川	神奈川	12.9
	5	庄内川	岐阜・愛知	11.0
49	1	綾瀬川	埼玉・東京	27.5
	2	大和川	奈良・大阪	15.3
	3	鶴見川	神奈川	13.4
	4	猪名川	大阪・兵庫	11.9
	5	庄内川	岐阜・愛知	7.7
50	1	綾瀬川	埼玉・東京	20.2
	2	大和川	奈良・大阪	15.6
	3	猪名川	大阪・兵庫	12.0
	4	鶴見川	神奈川	10.4
	5	揖保川	兵庫	6.5
51	1	綾瀬川	埼玉・東京	15.9
	2	大和川	奈良・大阪	13.5
	3	鶴見川	神奈川	10.9
	4	猪名川	大阪・兵庫	7.5
	5	揖保川	兵庫	5.9
52	1	大和川	奈良・大阪	19.3
	2	綾瀬川	埼玉・東京	19.0
	3	鶴見川	神奈川	10.6
	4	揖保川	兵庫	6.2
	5	多摩川	東京・神奈川	6.0
53	1	大和川	奈良・大阪	19.7
	2	綾瀬川	埼玉・東京	19.0
	3	鶴見川	神奈川	14.3
	4	揖保川	兵庫	7.7
	5	多摩川	東京・神奈川	6.8
54	1	大和川	奈良・大阪	13.9
	2	綾瀬川	埼玉・東京	13.4
	3	鶴見川	神奈川	13.4
	4	揖保川	兵庫	7.3
	5	多摩川	東京・神奈川	6.1
55	1	綾瀬川	埼玉・東京	13.8
	2	鶴見川	神奈川	12.4
	3	大和川	奈良・大阪	10.9
	4	揖保川	兵庫	5.1
	5	多摩川	東京・神奈川	5.0
56	1	綾瀬川	埼玉・東京	14.4
	2	鶴見川	神奈川	13.9
	3	大和川	奈良・大阪	12.4
	4	猪名川	大阪・兵庫	7.3
	5	揖保川	兵庫	6.9
57	1	綾瀬川	埼玉・東京	16.0
	2	大和川	奈良・大阪	13.6
	3	鶴見川	神奈川	9.2
	4	揖保川	兵庫	5.9
	5	中川	埼玉・東京	5.6
58	1	綾瀬川	埼玉・東京	15.3
	2	大和川	奈良・大阪	12.2
	3	鶴見川	神奈川	7.5
	4	揖保川	兵庫	5.7
	5	中川	埼玉・東京	4.9

年次	順位	河川名	都道府県	BOD値 (mg/L)
59	1	綾瀬川	埼玉・東京	14.2
	2	大和川	奈良・大阪	13.1
	3	鶴見川	神奈川	8.6
	4	揖保川	兵庫	6.8
	5	中川	埼玉・東京	5.9
60	1	綾瀬川	埼玉・東京	13.5
	2	大和川	奈良・大阪	13.1
	3	揖保川	兵庫	9.3
	4	鶴見川	神奈川	7.2
	5	中川	埼玉・東京	4.7
61	1	綾瀬川	埼玉・東京	18.2
	2	大和川	奈良・大阪	12.9
	3	揖保川	兵庫	8.4
	4	鶴見川	神奈川	8.2
	5	中川	埼玉・東京	6.3
62	1	綾瀬川	埼玉・東京	16.6
	2	大和川	奈良・大阪	13.6
	3	鶴見川	神奈川	8.3
	4	中川	埼玉・東京	6.0
	5	揖保川	兵庫	4.9
63	1	綾瀬川	埼玉・東京	21.3
	2	大和川	奈良・大阪	11.1
	3	中川	埼玉・東京	9.3
	4	鶴見川	神奈川	7.4
	5	揖保川	兵庫	6.5
H元	1	綾瀬川	埼玉・東京	14.4
	2	大和川	奈良・大阪	9.3
	3	揖保川	兵庫	6.8
	4	鶴見川	神奈川	6.7
	5	中川	埼玉・東京	5.3
2	1	綾瀬川	埼玉・東京	16.5
	2	大和川	奈良・大阪	8.5
	3	鶴見川	神奈川	6.6
	4	揖保川	兵庫	6.3
	5	猪名川	大阪・兵庫	4.5
3	1	綾瀬川	埼玉・東京	19.5
	2	大和川	奈良・大阪	9.5
	3	揖保川	兵庫	9.3
	4	中川	埼玉・東京	7.2
	5	鶴見川	神奈川	7.0
4	1	綾瀬川	埼玉・東京	22.7
	2	大和川	奈良・大阪	11.1
	3	揖保川	兵庫	11.0
	4	中川	埼玉・東京	7.6
	5	鶴見川	神奈川	6.9
5	1	綾瀬川	埼玉・東京	14.1
	2	大和川	奈良・大阪	11.7
	3	揖保川	兵庫	7.2
	4	鶴見川	神奈川	7.2
	5	中川	埼玉・東京	7.1
6	1	綾瀬川	埼玉・東京	15.4
	2	大和川	奈良・大阪	12.9
	3	鶴見川	神奈川	7.5
	4	中川	埼玉・東京	6.9
	5	牛淵川	静岡	6.2
7	1	大和川	奈良・大阪	16.2
	2	綾瀬川	埼玉・東京	12.2
	3	鶴見川	神奈川	8.8
	4	中川	埼玉・東京	6.8
	5	牛淵川	静岡	4.1

年次	順位	河川名	都道府県	BOD値 (mg/L)
8	1	大和川	奈良・大阪	9.7
	2	綾瀬川	埼玉・東京	8.9
	3	鶴見川	神奈川	8.4
	4	中川	埼玉・東京	5.1
	5	猪名川	大阪・兵庫	4.2
9	1	綾瀬川	埼玉・東京	9.1
	2	大和川	奈良・大阪	8.7
	3	鶴見川	神奈川	5.8
	4	中川	埼玉・東京	4.7
	5	猪名川	大阪・兵庫	4.6
10	1	大和川	奈良・大阪	5.8
	2	鶴見川	神奈川	5.6
	3	綾瀬川	埼玉・東京	5.5
	4	中川	埼玉・東京	3.6
	5	猪名川	大阪・兵庫	2.8
11	1	綾瀬川	埼玉・東京	8.4
	2	大和川	奈良・大阪	7.2
	3	鶴見川	神奈川	5.4
	4	中川	埼玉・東京	5.3
	5	牛淵川	静岡	3.0
12	1	大和川	奈良・大阪	6.7
	2	綾瀬川	埼玉・東京	6.5
	3	鶴見川	神奈川	5.0
	4	中川	埼玉・東京	4.7
	5	猪名川	大阪・兵庫	3.0
13	1	綾瀬川	埼玉・東京	6.4
	2	大和川	奈良・大阪	5.6
	3	鶴見川	神奈川	5.1
	4	中川	埼玉・東京	4.6
	5	猪名川	大阪・兵庫	3.4
14	1	鶴見川	神奈川	5.5
	2	大和川	奈良・大阪	5.5
	3	綾瀬川	埼玉・東京	5.4
	4	猪名川	大阪・兵庫	4.1
	5	中川	埼玉・東京	3.9
15	1	大和川	奈良・大阪	5.3
	2	綾瀬川	埼玉・東京	4.9
	3	鶴見川	神奈川	4.3
	4	中川	埼玉・東京	3.8
	5	牛淵川	静岡	3.0
16	1	綾瀬川	埼玉・東京	5.7
	2	中川	埼玉・東京	4.6
	3	大和川	奈良・大阪	4.6
	4	鶴見川	神奈川	4.5
	5	牛淵川	静岡	2.7
17	1	大和川	奈良・大阪	6.4
	2	鶴見川	神奈川	4.7
	3	綾瀬川	埼玉・東京	4.7
	4	中川	埼玉・東京	3.7
	5	猪名川	大阪・兵庫	3.5
18	1	大和川	奈良・大阪	4.7
	2	綾瀬川	埼玉・東京	4.6
	3	鶴見川	神奈川	4.3
	4	中川	埼玉・東京	4.2
	5	猪名川	大阪・兵庫	3.4

※平成3年から平成8年までの順位は、75%値のBODにより評価されています。また、平均値で同値の場合は、75%値で評価されています。

## 7 大気汚染

### (1) 大気監視システムの歩み

年 度	内 容
昭和49年度	NEC製テレメーター観測装置及び一斉指令受信装置設置 中央局：本庁3階 測定局：保健所局、瀬崎局、新田局 受信局：草加中、草加小、高砂小、高砂保育園、小澤幼稚園
昭和61年度	パソコンを使用したDRAPSシステム（大気汚染常時監視システム）に更新
昭和63年度	DRAPSシステムをバージョンアップ 東京外かく環状道路に対応し、県が草加市（原町）及び和光市に自排局を設置
平成元年度	新田局、瀬崎局を電話回線によりオンライン化
平成2年度	県が草加第2局（国道4号線自排局）とのオンライン化による常時監視を開始
平成3年度	東京外かく環状道路の供用開始 八幡みなみ公園測定局（外環自排局）システム稼働
平成8年度	DRAPSシステムをECODAS32システム（DRAPSシステムのWINDOWS版）に変更 埼玉県政令市等大気監視システムの導入により埼玉県が管理している大気常時監視データが確認可能に
平成11年度	東京外かく環状道路常時監視測定局の八幡みなみ公園測定局を旭町へ移設 移設に伴い名称を旭町測定局に変更
平成13年度	新田局、瀬崎局の測定器を湿式から乾式へ変更
平成17年度	旭町測定局の廃止
平成18年度	権限委譲に伴い、測定局3局が県から移管 ※草加市西町局、草加市花栗自排局、草加市原町自排局と名称変更 新田局、瀬崎局の廃止

## (2) 大気汚染に係る環境基準

対象物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

## (3) 環境基準による大気汚染の評価

### ① 短期的評価（光化学オキシダント、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質）

二酸化硫黄等の大気汚染の状態を環境基準に照らして短期的に評価する場合は、連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日または時間について環境基準の評価を行います。

この場合、地域の汚染の実情、濃度レベルの時間的変動にてらし、異常と思われる測定値が得られた際においては、測定器の維持管理状況、気象条件、発生源の状況等について慎重に検討を加え、当該測定値が測定器に起因する場合等、地域大気汚染の状況を正しく反映していないと認められる場合には、当然評価対象としません。

なお、1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測（上記の評価対象としない測定値を含む）が1日（24時間）のうち4時間をこえる場合には、評価対象としません。

### ② 長期的評価（二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質）

本環境基準による評価は、当該地域の大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するうえからは、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行うことが必要です。しかしながら、現在の測定体制においては測定精度に限界があること、測定時間、日における特殊事情が直接反映されること等から、次の方法により長期的評価を実施します。

1日平均値である測定値（①の評価対象としない測定値は除く。）につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外して評価を行います。ただし、1日平均値につき環境基準をこえる日が2日以上連続した場合には、このような取扱いはいりません。

### ③ 98パーセント値評価（二酸化窒素）

二酸化窒素による大気汚染の評価は、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppmを超える場合は、達成されていないものと評価します。

(4) 草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例による有害ガスに係る規制基準

ガスの種類	規制基準	測定方法
アンモニア	50ppm	日本工業規格K0099
フッ素及びフッ素化合物	3ppm	日本工業規格K0105
シアン化水素	10ppm	日本工業規格K0109
ホルムアルデヒド	10ppm	日本工業規格K0303
硫化水素	10ppm	日本工業規格K0108
塩化水素	25ppm	日本工業規格K0107
塩素	10ppm	日本工業規格K0106
臭素及び臭素化合物	10ppm	日本工業規格K0085 ただし、臭化メチルは日本工業規格K0114又はK0123
窒素酸化物	200ppm	日本工業規格K0104
硫酸（三酸化硫黄を含む）	1mg/Nm <sup>3</sup>	日本工業規格K0103
クロム化合物	1mg/Nm <sup>3</sup>	日本工業規格K0102・65・2
メタノール イソアミルアルコール イソプロピルアルコール アセトン メチルエチルケトン メチルイソブチルケトン ベンゼン トルエン キシレン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 酢酸メチル 酢酸エチル 酢酸ブチル 及びヘキサン	左欄に掲げるガスのそれぞれの量の合計につき 200ppm。 ただし、ベンゼンは50ppm、 トリクロロエチレンは100ppm、 テトラクロロエチレンは100ppm。	ベンゼンは日本工業規格K0088、 トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンは日本工業規格K0305、 その他は日本工業規格K0114又はK0123。

[備考]

- ① フッ素及びフッ素化合物のうちフッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素については、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第1に掲げる施設及び埼玉県生活環境保全条例別表第2に掲げる施設に係るものを除く。
- ② 塩化水素、塩素及び窒素酸化物については、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設に係るものを除く。
- ③ 測定点は、工場又は事業場の煙突その他の気体排出口とする。

(5) 大気測定局・測定項目一覧表

測定局	項目 区分	二酸化硫黄	一酸化窒素	二酸化窒素	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	光化学オキシダント	非メタン炭化水素	メタン	全炭化水素	風向・風速	温度・湿度
草加市西町	一般	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
草加市花栗自排	自排	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	—
草加市原町自排	自排	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	○	—

(6) 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

① 二酸化硫黄の年間値

測定局	令別表第3の区分	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	環境基準	
						(時間)	(%)	(時間)	(%)					短期的評価	長期的評価
						(日)	(時間)	(ppm)	(時間)					(%)	(ppm)
草加市西町	27	一中	363	8,573	0.002	0	0.0	0	0.0	0.032	0.005	○	0	○	○
草加市花栗自排	27	準住	355	8,533	0.003	0	0.0	0	0.0	0.020	0.007	○	0	○	○

注) 1 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超える日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数です。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外値該当日に入っている日数分については除外しません。

② 二酸化硫黄の経年変化

測定局	用途地域	年平均値 (ppm)					日平均値の2%除外値 (ppm)				
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
草加市西町	一中	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.011	0.006	0.007	0.006	0.005
草加市花栗自排	準住	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.009	0.008	0.009	0.008	0.007

(7) 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

① 二酸化窒素の年間値

測定局	用途地域	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )													環境基準 ○・×	
		有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値		98%評価の0.06ppm超の日数
		(日)	時間	(ppm)	(ppm)	時間	(%)	時間	(%)	日	(%)	日	(%)	(ppm)		日
草加市西町	一中	365	8,662	0.025	0.102	0	0.0	3	0.0	1	0.3	30	8.2	0.048	0	○
草加市花栗自排	準住	364	8,692	0.028	0.103	0	0.0	4	0.0	1	0.3	53	14.6	0.051	0	○
草加市原町自排	二住	364	8,653	0.030	0.101	0	0.0	1	0.0	0	0.0	49	13.5	0.048	0	○

② 一酸化窒素及び窒素酸化物の年間値

測定局	用途地域	一酸化窒素 (NO)					窒素酸化物 (NO+NO <sub>2</sub> )					
		有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値 NO <sub>2</sub> NO+NO <sub>2</sub>
		(日)	時間	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	時間	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
草加市西町	一中	365	8,662	0.014	0.432	0.070	365	8,662	0.038	0.495	0.114	64.2
草加市花栗自排	準住	364	8,692	0.032	0.524	0.117	364	8,692	0.060	0.604	0.165	46.4
草加市原町自排	二住	364	8,653	0.031	0.443	0.108	364	8,653	0.061	0.514	0.152	49.1

③ 二酸化窒素の経年変化

測定局	用途地域	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )									
		年平均値 (ppm)					日平均値の年間98%値 (ppm)				
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
草加市西町	一中	0.028	0.028	0.028	0.028	0.025	0.056	0.050	0.054	0.053	0.048
草加市花栗自排	準住	0.031	0.035	0.034	0.027	0.028	0.062	0.065	0.062	0.051	0.051
草加市原町自排	二住	0.032	0.031	0.030	0.031	0.030	0.053	0.048	0.050	0.051	0.048

④ 一酸化窒素及び窒素酸化物の経年変化

測定局	用途地域	一酸化窒素 (NO)					窒素酸化物 (NO+NO <sub>2</sub> )				
		年平均値 (ppm)					年平均値 (ppm)				
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
草加市西町	一中	0.025	0.023	0.024	0.022	0.014	0.053	0.051	0.051	0.050	0.038
草加市花栗自排	準住	0.045	0.044	0.043	0.038	0.032	0.076	0.079	0.077	0.065	0.060
草加市原町自排	二住	0.039	0.038	0.038	0.036	0.031	0.071	0.069	0.068	0.067	0.061

(8) 浮遊粒子状物質 (SPM)

① 浮遊粒子状物質の年間値

測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値		1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	環境基準の長期的評価による日平均値0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	測定方法	環境基準		
				mg/m <sup>3</sup>	%	時間	%	日	%						短期	長期	
				(日)	時間	時間	%	日	%						mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	有・無○
草加市西町	一中	365	8,726	0.027	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.192	0.069	○	0	β線吸収法	○	○
草加市花栗自排	準住	363	8,695	0.031	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.176	0.074	○	0	β線吸収法	○	○
草加市原町自排	二住	365	8,717	0.031	6	0.1	0	0.0	0	0.0	0.236	0.082	○	0	β線吸収法	×	○

② 浮遊粒子状物質の経年変化

測定局	用途地域	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )					日平均値の2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )				
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
草加市西町	一中	0.038	0.035	0.033	0.033	0.027	0.096	0.083	0.077	0.090	0.069
草加市花栗自排	準住	0.041	0.038	0.036	0.033	0.031	0.105	0.093	0.088	0.076	0.074
草加市原町自排	二住	0.042	0.043	0.039	0.037	0.031	0.104	0.096	0.101	0.093	0.082

(9) 一酸化炭素 (CO)

① 一酸化炭素の年間値

測定局	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 (有×・無○)	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数 (日)	環境基準	
					(回)	(%)	(日)	(%)					短期的評価 (達成○・非達成×)	長期的評価 (達成○・非達成×)
草加市西町	一中	363	8,653	0.6	0	0.0	0	0.0	4.2	1.2	○	0	○	○
草加市花栗自排	準住	365	8,675	0.5	0	0.0	0	0.0	4.2	1.1	○	0	○	○

② 一酸化炭素の経年変化

測定局	用途地域	年平均値 (ppm)					日平均値の2%除外値 (ppm)				
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
草加市西町	一中	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	1.6	1.5	1.4	1.4	1.2
草加市花栗自排	準住	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	1.5	1.3	1.3	1.2	1.1

(10) 光化学オキシダント (Ox)

① 光化学オキシダントの年間値

測定局	用途地域	昼間測定日数 (日)	昼間測定時間 (時間)	昼間の1時間値の年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値 (ppm)	昼間の日最高1時間値の年平均値 (ppm)	環境基準 達成○ 非達成×
					(日)	(時間)	(日)	(時間)			
草加市西町	一中	365	5,438	0.025	67	324	3	5	0.135	0.041	×

② 光化学オキシダントの経年変化

測定局	用途地域	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数 (時間)					昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数 (日)				
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
草加市西町	一中	205	125	193	210	324	4	3	4	2	3

③ 光化学スモッグ注意報等年度別発令回数（県南東部地区）

年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
予報	7	6	6	32	21	19	7	17	9	12
注意報	7	3	6	15	14	8	11	16	15	9
警報	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0

(11) 炭化水素（HC）

① 非メタン炭化水素の年間値

測定局	用途地域	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6～9時における年平均値 (ppmC)	6～9時値数 (日)	6～9時3時間平均値 (ppmC)		6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合 (日) (%)		6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合 (日) (%)		指針と比較 達成○ 非達成×
						最高値	最低値					
草加市西町	一中	6,027	0.34	0.36	266	1.20	0.06	195	73.3	130	48.9	×
草加市花栗自排	準住	7,735	0.35	0.35	335	1.36	0.04	232	69.3	181	54.0	×

② メタン及び全炭化水素の年間値

測定局	用途地域	メタン						全炭化水素					
		測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6～9時における年平均値 (ppmC)	6～9時値数 (日)	6～9時3時間平均値 (ppmC)		測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6～9時における年平均値 (ppmC)	6～9時値数 (日)	6～9時3時間平均値 (ppmC)	
						最高値	最低値					最高値	最低値
草加市西町	一中	6,027	1.87	1.88	266	2.08	1.66	6,027	2.20	2.23	266	3.18	1.80
草加市花栗自排	準住	7,735	1.84	1.86	335	2.07	1.73	7,735	2.19	2.21	335	3.25	1.83

③ 非メタン炭化水素の経年変化

測定局	用途地域	非メタン炭化水素														
		年平均値 (ppmC)					6～9時における年平均値 (ppmC)					6～9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数 (日)				
		H14	H15	H16	H17	H18	H14	H15	H16	H17	H18	H14	H15	H16	H17	H18
草加市西町	一中	0.34	0.33	0.37	0.29	0.34	0.37	0.34	0.39	0.33	0.36	171	158	188	142	130
草加市花栗自排	準住	0.43	0.37	0.39	0.41	0.35	0.45	0.38	0.40	0.43	0.35	209	170	191	195	181

④ 全炭化水素の経年変化

測定局	用途地域	全炭化水素				
		年平均値 (ppmC)				
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
草加市西町	一中	2.19	2.19	2.22	2.17	2.20
草加市花栗自排	準住	2.33	2.30	2.29	2.25	2.19

(12) 施設の設置状況

		事業所数	施設数
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	74	193
	一般粉じん発生施設	3	4
	特定粉じん発生施設	0	0
ダイオキシン対策特別措置法		5	5
埼玉県生活環境保全条例	指定ばい煙発生施設	40	45
	指定粉じん発生施設	6	15

(13) 立入検査の実施状況

		立入事業所数	立入施設数	煙道検査数
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	46	119	4
	一般粉じん発生施設	0	0	0
	特定粉じん発生施設	0	0	0
ダイオキシン対策特別措置法		8	8	0
埼玉県生活環境保全条例	指定ばい煙発生施設	27	28	2
	指定粉じん発生施設	3	3	0

(14) 野焼きパトロール実施状況

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
実施回数	19	14	297	438

※平成15、16年度は環境課、平成17年度から消防で実施

## 8 騒音・振動

### (1) 環境基準（騒音）

#### ① 一般の環境基準

（単位：デシベル）

地域の区分		時間の区分	昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
A 地域	第1種低層住居専用地域	第1種	5.5以下	4.5以下
	第2種低層住居専用地域			
第1種中高層住居専用地域				
第2種中高層住居専用地域				
B 地域	第1種住居地域	第1種	5.5以下	4.5以下
	第2種住居地域			
準住居地域				
用途地域の定めのない地域				
C 地域	近隣商業地域	第1種	6.0以下	5.0以下
	商業地域			
	準工業地域			
	工業地域			

備考 工業専用地域については適用されません。

#### ② 道路に面する地域の環境基準

次表に掲げる地域に該当する地域については、上表によらず次表の基準値とします。

（単位：デシベル）

地域の区分	時間の区分	昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
A地域のうち2車線以上の車線を有する地域		6.0以下	5.5以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する地域 及びC地域のうち車線を有する地域		6.5以下	6.0以下

備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいいます。

#### ③ 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）

（単位：デシベル）

地域の区分	時間の区分	昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
屋 外		7.0以下	6.5以下
窓を閉めた屋内		4.5以下	4.0以下

- 備考
- 1 幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道、及び、一般自動車道であって都市計画法施行規則7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいいます。
  - 2 近接する空間とは、道路端からの距離が2車線以下では1.5m、3車線以上では2.0mの区間をいいます。
  - 3 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときです。

## (2) 要請限度

### ① 指定地域内における自動車騒音の要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分	昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域		6 5	5 5
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域		7 0	6 5
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		7 5	7 0

備考 a 区域 第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域

b 区域 第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域が指定されていない地域

c 区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

### ② 幹線交通を担う道路に近接する空間における自動車騒音の要請限度 (特例)

(単位：デシベル)

昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
7 5	7 0

### ③ 指定地域内における道路交通振動の要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分	昼 間 (8:00～19:00)	夜 間 (19:00～8:00)
第 一 種 区 域 第 1 種・第 2 種低層住居専用地域 第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種・第 2 種住居地域 準住居地域 用途が指定されていない地域		6 5	6 0
第 二 種 区 域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		7 0	6 5

### (3) 工場等に係る騒音・振動の規制基準

(騒音規制法、振動規制法、埼玉県生活環境保全条例、草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例「以下、市条例とする」)  
(単位：デシベル)

騒音・振動の別 時間の区分 地域の区分	騒音			振動	
	昼間	朝・夕	夜間	昼間	夜間
第1種・第2種 低層住居専用地域 第1種・第2種 中高層住居専用地域	50	45	45	60	55
第1種・第2種 住居地域 準住居地域 用途地域が指定されていない地域	55	50	45		
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50	65	60
工業地域 工業専用地域	70	65	60		

- 備考 1 振動規制法は、工業専用地域については適用しません。  
 2 騒音規制に係る時間の区分  
 朝…午前6時から午前8時まで 昼…午前8時から午後7時まで  
 夕…午後7時から午後10時まで 夜…午後10時から午前6時まで  
 3 振動規制に係る時間の区分  
 昼…午前8時から午後7時まで 夜…午後7時から午前8時まで

### (4) 特定建設作業に係る騒音・振動の規制基準

(騒音規制法、振動規制法、市条例)

(単位：デシベル)

特定建設作業 区域の区分 規制種別	騒音関係					振動関係
	杭打ち機	びょう打ち機	さく岩機	空気圧縮機	コンクリートプラント等	
基準値	1号 2号	85				75
作業禁止時間	1号	午後7時～午前7時				
	2号	午後10時～午前6時				
最大作業時間	1号	10時間/日以内				
	2号	14時間/日以内				
最大作業日数	1号	連続6日以内				
	2号					
作業禁止日	1号	日曜日及び休日				
	2号					

- 備考 1 騒音及び振動の大きさは、特定建設作業を行っている場所の敷地境界線の値です。  
 2 基準には、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などに適用除外が設けられています。  
 3 1号区域とは、第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち学校、病院等の施設の敷地境界線から80mまでの区域をいいます。  
 4 2号区域とは、指定地域内のうち前号に掲げる区域以外の区域をいいます。

(5) 廃棄物・原材料等の保管場所、自動車駐車場、トラックターミナルにおける規制

(埼玉県生活環境保全条例)

(単位：デシベル)

騒音・振動の別 時間の区分 地域の区分	騒音			振動	
	昼間	朝・夕	夜間	昼間	夜間
第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域	50	45	45	60	55
第1種・第2種住居地域 準住居地域 用途地域が指定されていない地域 都市計画地域外	55	50	45		
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50	65	60
工業地域 工業専用地域	70	65	60		

備考 振動規制法は、工業専用地域については適用しません。

(6) 深夜営業騒音の規制

(埼玉県生活環境保全条例)

① 音響機器の使用時間の制限

午後11時から翌日の午前6時まで下表のとおり機器の使用が禁止されています。

対象区域	対象営業	対象機器
第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定されていない地域 近隣商業地域 準工業地域	飲食店 喫茶店 ボーリング場 バッティングセンター ゴルフ練習場 小売店(面積500㎡以上) 公衆浴場 (保養目的のもの)	カラオケ装置 ステレオカセット その他の音響機器 録音・再生装置 楽器 拡声装置 有線ラジオ放送装置

備考 音響機器から発生する音が営業を行う場所の外部に漏れない場合を除きます。

② 音量の制限

午後10時から翌日の午前6時まで下表のとおり制限されています。

(単位：デシベル)

区域の区分	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域	第1種・第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定されていない地域 都市計画地域外	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域 工業専用地域
規制基準値	45	45	50	50

## (7) 拡声機騒音（商業宣伝）の規制

（埼玉県生活環境保全条例）

### ① 使用基準

（単位：デシベル）

区域の区分	時間の区分		午後6時から 午前10時まで
	固定	移動	
第1種・第2種低層住居専用 地域 第1種・第2種中高層住居専用 地域	60	70	使 用 禁 止
第1種・第2種住居地域 準住居地域 用途外地域	65	75	
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	75	85	
工業地域 工業専用地域	80	85	

### ② 使用方法

種別	使用方法
固定	1回の使用は20分以内で、次の使用まで10分以上休む
移動	学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲 約100m以内では使用禁止
航空機	原則として使用禁止

## (8) 法、県・市条例届出状況

### ① 騒音規制法に基づく特定施設に係る届出件数

特定施設の種類の	設置届出数		廃止届出数		数変更届出数	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
金属加工機械	3	7	0	0	1	2
空気圧縮機及び送風機	5	54	0	0	6	12
土石用又は鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい及び分級機	0	0	0	0	0	0
織機	0	0	0	0	0	0
建設用資材製造機械	0	0	0	0	0	0
穀物用製粉機	0	0	0	0	0	0
木材加工機械	0	0	0	0	0	0
抄紙機	0	0	0	0	0	0
印刷機械	0	0	0	0	0	0
合成樹脂用射出成形機	0	0	0	0	0	0
鋳造型機	0	0	0	0	0	0
合計	8	61	0	0	7	14
工場実数	7		0		6	

② 騒音規制法に基づく特定建設作業に係る届出件数

特定建設作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	8
びょう打機を使用する作業	0
さく岩機を使用する作業	21
空気圧縮機を使用する作業	14
コンクリートプラント等を設けて行う作業	1
バックホウを使用する作業	28
トラクターショベルを使用する作業	0
ブルドーザーを使用する作業	0
合 計	72

③ 振動規制法に基づく特定施設に係る届出件数

特定施設の種類の	設置届出数		廃止届出数		数変更届出数	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
金属加工機械	2	7	0	0	1	2
圧縮機	6	53	0	0	4	7
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	0	0	0	0	0	0
織機	0	0	0	0	0	0
コンクリートブロックマシン、コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	0	0	0	0	0	0
木材加工機械	0	0	0	0	0	0
印刷機械	0	0	0	0	0	0
ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	0	0	0	0	0	0
合成樹脂用射出成形機	0	0	0	0	0	0
鋳造型機	0	0	0	0	0	0
合 計	8	60	0	0	5	9
工場実数	7				4	

④ 振動規制法に基づく特定建設作業に係る届出件数

特定建設作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	9
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	0
舗装版破碎機を使用する作業	0
ブレーカーを使用する作業	22
合 計	31

⑤ 埼玉県生活環境保全条例に基づく指定騒音施設に係る届出件数

指定騒音施設の種類	設置届出数		廃止届出数		数変更届出数	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
木材加工機械	1	11	0	0	0	0
合成樹脂用の粉碎機	0	0	0	0	1	3
ペレタイザー	0	0	0	0	0	0
コルゲートマシン	0	0	0	0	0	0
シェイクアウトマシン	0	0	0	0	0	0
ダイカスト機	0	0	0	0	0	0
冷却塔	3	6	0	0	1	4
合 計	4	17	0	0	2	7
工場実数	4		0		2	

⑥ 埼玉県生活環境保全条例に基づく指定騒音作業に係る届出件数

指定騒音作業の種類	届出件数	
	工場数	施設数
金属板のつち打加工を行う作業	0	0
ハンドグラインダーを使用する作業	0	0
電気のこぎり又は電気かんなを使用する作業	0	0
合 計	0	0
工場実数	0	

⑦ 埼玉県生活環境保全条例に基づく指定振動施設に係る届出件数

指定振動施設の種類	設置届出数		廃止届出数		数変更届出数	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
シェイクアウトマシン	0	0	0	0	0	0
オシレイティングコンベア	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0
実届出数	0		0		0	

⑧ 市条例に基づく特定建設作業に係る届出件数

特定建設作業の種類	届出件数
アースオーガーと併せて杭打機を使用する作業	6
インパクトレンチを使用する作業	3
コンクリートポンプ車を使用するコンクリート打込作業	12
バイブレーションローラー及びランマーを使用する作業	5
電動工具を使用するはつり作業	14
電力源として発電機を使用する作業	6
原動機を使用する整地作業	7
合 計	53

(9) 自動車交通騒音常時監視結果（面的評価）

平成18年度面的評価

評価対象道路				評価区間全体								
路線名	車線数	評価区間の始点住所	評価区間の終点住所	評価対象 住居等戸数 ①+②+③+④	昼間・夜間とも 基準値以下 ①		昼間のみ 基準値以下 ②		夜間のみ 基準値以下 ③		昼間・夜間とも 基準値超過 ④	
					(戸数)	割合 (%)	(戸数)	割合 (%)	(戸数)	割合 (%)	(戸数)	割合 (%)
一般国道4号	4	草加市新善町	草加市谷塚町	1,933	1,206	62.4	384	19.9	10	0.5	333	17.2
県道吉場安行東京線	2	草加市苗塚町639	草加市谷塚上町69	675	621	92.0	54	8.0	0	0.0	0	0.0
県道柿ノ木蒲生線	2	草加市柿木町745	草加市柿木町1228	7	7	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
全体（合計）				2,615	1,834	70.1	438	16.7	10	0.4	333	12.7

## 9 悪臭

### 悪臭に係る規制基準

#### ① 悪臭防止法

##### A 敷地境界線における規制基準（22物質）

特定悪臭物質	(ppm)	特定悪臭物質	(ppm)	特定悪臭物質	(ppm)
アンモニア	1	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	スチレン	0.4
メチルメルカプタン	0.002	イソブチルアルデヒド	0.02	キシレン	1
硫化水素	0.02	ノルマルバレアルデヒド	0.009	プロピオン酸	0.03
硫化メチル	0.01	イソバレアルデヒド	0.003	ノルマル酪酸	0.001
二硫化メチル	0.009	イソブタノール	0.9	ノルマル吉草酸	0.0009
トリメチルアミン	0.005	酢酸エチル	3	イソ吉草酸	0.001
アセトアルデヒド	0.05	メチルイソブチルケトン	1		
プロピオンアルデヒド	0.05	トルエン	10		

##### B 煙突等の排出口における規制基準（13物質）

アンモニア・硫化水素・トリメチルアミン・プロピオンアルデヒド・ノルマルブチルアルデヒド・イソブチルアルデヒド・ノルマルバレアルデヒド・イソバレアルデヒド・イソブタノール・酢酸エチル・メチルイソブチルケトン・トルエン・キシレン

##### C 排水中の規制基準（4物質）

物質名	排出水の流量 ( $m^3/s$ )	排出水の濃度 ( $mg/L$ )
メチルメルカプタン	0.001以下	0.03
	0.001を超え0.1以下	0.007
	0.1を超過	0.002
硫化水素	0.001以下	0.1
	0.001を超え0.1以下	0.02
	0.1を超過	0.005
硫化メチル	0.001以下	0.3
	0.001を超え0.1以下	0.07
	0.1を超過	0.01
二硫化メチル	0.001以下	0.6
	0.001を超え0.1以下	0.1
	0.1を超過	0.03

- ② 草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例  
 悪臭に係る規制基準(三点比較式臭袋法による)

A 規制基準

規制場所の区分 区域の区分	工場又は事業場の敷地境界線の地表における臭気指数	工場又は事業場の煙突その他の気体排出口における臭気指数	工場又は事業場の排水における臭気指数
第1種区域・第2種区域	臭気指数 10	臭気指数 25	臭気指数 26
第3種区域	臭気指数 13	臭気指数 27	臭気指数 29
第4種区域	臭気指数 15	臭気指数 30	臭気指数 31

[備考]

- 1 この表において「臭気指数」とは、臭気のある空気は無臭の空気を加えて臭気が感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍率（臭気濃度）の常用対数値に10を乗じた数値をいう。
- 2 この表において「第1種区域」、「第2種区域」、「第3種区域」及び「第4種区域」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項に規定する次に掲げる区域をいう。
  - (1) 第1種区域 第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域
  - (2) 第2種区域 第1・2種住居地域、準住居地域又は用途地域が定められていない地域
  - (3) 第3種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
  - (4) 第4種区域 工業地域及び工業専用地域

B 設置基準

悪臭を発生する工場等にあつては、次に掲げる事項を実施すること。

- (1) 工場又は事業場は、悪臭のもれにくい構造の建物とすること。
- (2) 工場又は事業場には、外部に悪臭が排出されないように、吸着法、ガス洗浄法又はこれらと同等以上の効果を有する設備を設置すること。
- (3) 悪臭を発生する施設は、できる限り密閉構造とし、排出ガスは、直接燃焼法、吸着法、ガス洗浄法又はこれらと同等以上の効果を有する脱臭装置を設置すること。
- (4) 悪臭を発生する作業は、屋外において行わないこと。ただし、周囲の状況等から支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- (5) 悪臭を発生する原材料、製品等は密封容器又は悪臭対策を講じた倉庫等悪臭を発生させない設備に収納しなければならない。ただし、周囲の状況等から支障がないと認められる場合は、この限りでない。

## 10 テレビ受信障害

### (1) テレビ受信障害とは

家庭のテレビは、放送局からの電波を受けて映像を再生します。この電波のVHFは東京タワーから、UHFは各放送施設から送られてきますが、家庭の受信アンテナに届く途中で、高層ビル、高架道路、高架鉄道、送電線、ゴルフ練習場等の建造物によりさえぎられ、テレビの映り具合にさまざまな影響を及ぼしています。これらを電波受信障害と呼んでいます。

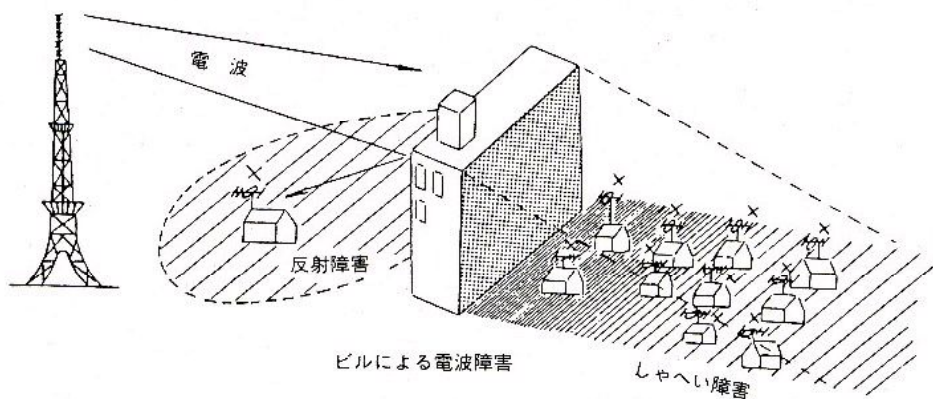
#### ① シャーヘイ障害

テレビ電波の伝わり方は光とよく似た性質を持っており、ビルなどの建造物にさえぎられるとその背後では電波が弱くなってしまい、映像が薄くなってしまったり、反射波の映像が強くあらわれるなど受信画面が劣化しますが、これをシャーヘイ障害といいます。

#### ② 反射障害

高層ビルなど高い建造物は、地上高が高い分だけ周辺の受信アンテナで受信される電波の数倍以上の強さの電波があたっており、強い反射波となって直接波より遅れて受信アンテナに到着するため、ゴースト（二重像）が発生することになりますが、これを反射障害といいます。

シャーヘイ障害と反射障害のイメージ図



### (2) テレビ受信障害の現状と対策

都市並びにその周辺への人口集中とともに、土地の高度利用、都市の再開発、近代化など社会的要請に基づく建築物の高層化、高架道路、高架鉄道及び送電線等の建設は、テレビ電波障害の最も大きな原因となっていますが、その対策については現行法上の規定はなく、明文化された救済規定もないのが現状です。

しかし、テレビ受信障害は原因者の責任においてその解消が行われるべきであるとして、建築主の指導、指導要綱の制定等、当事者間の協議による解決の促進並びに関係機関による障害調査や技術指導等、積極的な対応の結果、原因者負担による解決が社会慣行として定着してきており、早期に解消されるようになってきましたが、既設のものやビルの密集地で障害原因の特定が困難な場合は、解決が大変難しくなっています。

本市においても、近年、駅前再開発の完成、鉄道の高架化、東京外かく環状道路の

開通、送電線の嵩上げ等、都市基盤が整備されるとともに、高層のマンションやビルが増加しています。これらに伴う電波障害の発生に対しては、建築主により電波障害範囲の事前予測調査とそれに基づく改善対策として共同受信施設の設置を行っており、特に送電線の嵩上げ工事等都市基盤整備に伴う共同受信施設の設置により、市内の広範囲にわたり電波障害の改善対策が平成5年8月に完了しています。

平成18年12月からは、ほぼ全国で地上デジタル放送が視聴可能となりましたが、これまでビル陰等により受信障害対策共聴設備を通じてテレビを視聴の地域等も地上デジタル放送は受信障害に強い方式を採用しているため、受信障害は大幅に改善されるといわれています。なお、平成23年(2011年)7月24日からは地上デジタル放送完全移行となりますが、地上デジタル放送に関するお問い合わせやご相談は、

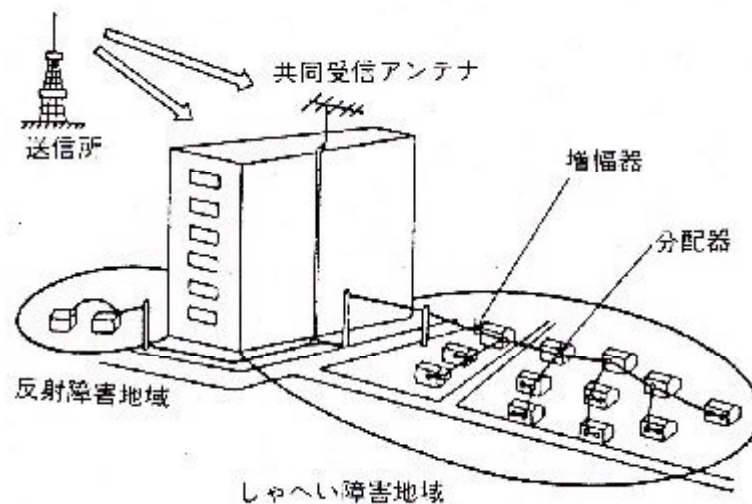
総務省・地デジコールセンター（Tel0570-07-0101）までご連絡願います。

また、共同受信施設設置者の照会に関する問い合わせや改善対策についての苦情件数は、次のとおりです。

平成18年度 お問い合わせ・苦情等受付件数

内 容	問い合わせ	苦 情 等	合 計
件 数	53	16	69

共同受信施設による対策のイメージ図



## 1.1 ダイオキシン類

### (1) 調査結果

(単位：大気pg-TEQ/m<sup>3</sup>, 土壌・底質pg-TEQ/g, 水質pg-TEQ/L)

調査対象	調査地点	調査日	調査結果	年平均値	環境基準
大 気	草加市役所	平成18年7月27日～8月3日	0.051	0.066	0.6以下 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )
		平成19年1月23日～1月30日	0.080		
	新栄児童センター	平成18年7月27日～8月3日	0.054	0.087	
		平成19年1月23日～1月30日	0.120		
	谷塚文化センター	平成18年7月27日～8月3日	0.057	0.074	
		平成19年1月23日～1月30日	0.091		
河川水質	綾瀬川 (谷古宇橋)	平成18年7月28日	0.95	0.79	1.0以下 (pg-TEQ/L)
		平成19年1月19日	0.62		
	河内堀 (伝右川合流点前)	平成18年7月28日	0.36	0.39	
		平成19年1月19日	0.41		
河川底質	綾瀬川 (谷古宇橋)	平成19年1月19日	1.0	/	150以下 (pg-TEQ/g)
	河内堀 (伝右川合流点前)	平成19年1月19日	73		

\* ダイオキシン類全体の毒性の強さは、毒性等量 (TEQ) で表します。

\* ダイオキシン類の全体の毒性を評価するためには、その量や濃度を、最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1とし、他のダイオキシン類の仲間の毒性の強さを換算した係数 (毒性等価係数:TEF) を用いてダイオキシン類の毒性を足し合わせた値 (毒性等量:TEQ) を用います。

\* 微量物質の重さの単位

g (グラム)

mg (ミリグラム) = 10<sup>-3</sup> g (千分の1グラム)

μg (マイクログラム) = 10<sup>-6</sup> g (100万分の1グラム)

ng (ナノグラム) = 10<sup>-9</sup> g (10億分の1グラム)

pg (ピコグラム) = 10<sup>-12</sup> g (1兆分の1グラム)

(2) 調査結果（経年）

① 大気

(単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

調査地点	時期	調査結果							環境基準
		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
草加市役所	春		0.20	0.14	0.086				0.6以下
	夏	0.47	0.22	0.084	0.044	0.048	0.068	0.051	
	秋		0.28	0.29	0.13				
	冬	0.52	1.1	0.25	0.17	0.060	0.062	0.080	
	年平均値	0.50	0.45	0.19	0.11	0.054	0.065	0.066	
新栄児童センター	春		0.15	0.079	0.069				
	夏	0.32	0.20	0.057	0.038	0.053	0.055	0.054	
	秋		0.57	0.61	0.13				
	冬	0.51	1.20	0.25	0.19	0.10	0.058	0.120	
	年平均値	0.42	0.53	0.25	0.11	0.077	0.057	0.087	
谷塚文化センター	春		0.17	0.12	0.093				
	夏	0.65	0.17	0.064	0.045	0.070	0.066	0.057	
	秋		0.26	0.25	0.14				
	冬	0.61	0.87	0.30	0.17	0.098	0.061	0.091	
	年平均値	0.63	0.37	0.18	0.11	0.084	0.064	0.074	

② 河川水質

(単位：pg-TEQ/L)

調査地点	時期	調査結果					環境基準
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
綾瀬川 (谷古宇橋)	夏	1.3	2.8	0.44	2.4	0.95	1.0以下
	冬	0.79	1.7	0.38	0.52	0.62	
	年平均値	1.0	2.3	0.41	1.5	0.79	
河内堀 (伝右川合流点前)	夏	0.14	0.78	0.80	4.6	0.36	
	冬	0.50	1.9	0.14	0.41	0.41	
	年平均値	0.32	1.3	0.47	2.5	0.39	
河内堀 (ミツワ工業倉庫前)	夏	0.12	0.40	0.18			
	冬	0.045	2.6	0.15			
	年平均値	0.083	1.5	0.17			

③ 河川底質

(単位：pg-TEQ/g)

調査地点	時期	調査結果					環境基準
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
綾瀬川 (谷古宇橋)	冬	16	1.9	2.7	1.5	1.0	150以下
河内堀 (伝右川合流点前)	冬	83	19	23	33	73	

④土壌（平成10年度～17年度）

（単位：pg-TEQ/g）

平成10年度

調査地点	調査日	調査結果	環境基準
歴史民俗資料館	H10.7.30	23	暫定 ガイド ライン値 (1000)
原町コミュニティセンター	H10.7.30	18	
川柳文化センター	H10.7.30	52	
柳島コミュニティセンター	H10.7.30	30	
瀬崎コミュニティセンター	H10.7.30	16	
川柳中学校	H10.7.30	0.047	

平成11年度

調査地点	調査日	調査結果	環境基準
新田小学校	H11.8.3	0.34	1000 以下
こやま保育園	H11.8.3	5.8	
谷塚中学校	H11.8.3	0.20	
瀬崎中学校	H11.8.3	1.3	
稲荷小学校	H11.8.3	2.2	
草加東高校	H11.8.3	0.48	
総合グラウンド	H11.8.3	9.4	

平成12年度

調査地点	調査日	調査結果	環境基準
新里小学校	H12.8.8	0.022	1000 以下
花栗南小学校	H12.8.8	0.029	
八幡小学校	H12.8.8	0.00016	
新栄小学校	H12.8.8	0.12	

平成13年度

調査地点	調査日	調査結果	環境基準
長栄小学校	H13.8.8	3.2	1000 以下
草加小学校	H13.8.8	0.96	
北谷小学校	H13.8.8	1.9	
青柳小学校	H13.8.8	2.5	

平成14年度

調査地点	調査日	調査結果	環境基準
新栄中学校	H14.8.13	13	1000 以下
松江中学校	H14.8.13	13	
両新田小学校	H14.8.13	3.4	
栄中学校	H14.8.13	6.6	
八幡北小学校	H14.8.13	1.8	

平成15年度

調査地点	調査日	調査結果	環境基準
青柳中学校	H15.8.19	3.1	1000 以下
西町小学校	H15.8.19	3.5	
瀬崎小学校	H15.8.19	7.7	
栄小学校	H15.8.19	2.3	
八幡北小学校	H15.8.19	1.4	

平成16年度

調査地点	調査日	調査結果	環境基準
草加中学校	H16.8.4	3.0	1000 以下
花栗小学校	H16.8.4	0.0023	
氷川小学校	H16.8.4	1.7	
川柳小学校	H16.8.4	0.24	
小山小学校	H16.8.4	0.60	

平成17年度

調査地点	調査日	調査結果	環境基準
花栗中学校	H17.8.12	2.4	1000 以下
谷塚小学校	H17.8.12	0.28	
花栗小学校	H17.8.12	3.9	
高砂小学校	H17.8.12	0.0020	

※土壌は市内全小・中学校において環境基準値を大幅に下回ったため、平成17年度で終了。

### (3) 環境基準及び排出基準

#### ① ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類対策特別措置法が平成11年7月16日に公布され、平成12年1月15日から施行されました。

#### A 耐容一日摂取量

体重1kg当たり4 pg-TEQ/日

#### B 環境基準

ア 大気 0.6pg-TEQ/‰以下

イ 水質 1pg-TEQ/ 以下

ウ 土壌 1,000pg-TEQ/ g 以下

(環境基準が達成されている場合でも、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/ g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。)

エ 底質 150pg-TEQ/ g 以下

#### C 排出ガス及び排出水に関する規制

ア 排出ガス 特定施設及び排出基準値

(単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

特定施設の種類		新設基準	既設基準	
			14年11月 30日まで	14年12月 1日から
廃棄物 焼却炉	4 t/h 以上	0.1	80	1
	2 t/h ~ 4 t/h	1		5
	200kg/h ~ 2 t/h	5		10
	50 kg/h ~ 200kg/h			
製鋼用電気炉(1,000kVA以上)		0.5	20	5
焼結施設(1t/h以上)		0.1	2	1
亜鉛回収施設(0.5t/h以上)		1	40	10
アルミニウム合金製造施設 (溶解炉1t/h以上、・乾燥炉0.5t/h以上)		1	20	5

イ 排水水 特定施設及び排出基準値

(単位：pg-TEQ/ )

特定施設の種類	排出基準
クラフトパルプ等の製造の用に供する塩素または塩素化合物による漂白施設	10
カーバド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
硫酸カルシウムの製造の用に供する施設の廃ガス洗浄施設	
アルミ繊維の製造の用に供する施設の廃ガス洗浄施設	
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
カプロラクタムの製造の用に供する施設の硫酸濃縮施設等	
クロロベンゼン・ジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗及び廃ガス洗浄施設	
ジオキサジンバイレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等	
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉等	
亜鉛の回収の用に供する施設の精製施設、廃ガス洗浄施設等	
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設等	
廃PCB等・PCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設	
下水道終末処理施設	
水質基準対象施設を設置する工場等から排出される水の処理施設	

② 埼玉県生活環境保全条例による規制

焼却能力30kg/h以上から200kg/h未満の小型焼却炉が平成11年4月1日から規制されています。

(単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>)

小型焼却炉	焼却能力	新設	既設	
			14年11月まで	14年12月から
	100 kg/h ～ 200 kg/h未満	5 以下	80 以下	10 以下
	30 kg/h ～ 100 kg/h未満	ダイオキシン類規制なし (ばいじん等の規制のみ)		

## 1 2 草加の公害・環境行政のあゆみ

年 月	内 容
38. 7	工業用水法の指定地域に指定される
44. 4	市民部衛生課に公害係設置(職員3人)
5	騒音規制法の指定地域に指定される
45. 4	市民部安全課公害係になる(職員4人)
7	県南地域に初めて光化学スモッグ発生
12	草加市公害対策審議会設置
46. 10	市民生活部公害課になる(職員9人)
47. 4	草加市公害防止施設整備資金融資制度施行 大気汚染自動測定局設置
12	草加市生活環境保全に関する基本条例制定
48. 4	草加市公害防止条例制定
5	草加市光化学スモッグ対策要綱制定 草加市公害監視員制度制定
9	自動車騒音調査実施
10	三点比較式臭袋法による測定開始
49. 4	大気汚染テレメータシステム稼働
5	草加市光化学スモッグ対策要綱改正
7	環境騒音調査実施
8	公害分析室完成、河川水質調査を始める
10	三点比較式臭袋法NHK取材
11	自動車騒音調査実施
50. 11	悪臭・有害ガス発生工場調査
51. 4	綾瀬川浄化対策協議会発足
	F工場に対し、操業停止命令
9	三点比較式臭袋法NHK取材
52. 3	草加市公害防止条例一部改正
10	振動規制法に基づき規制対象地域として指定される
53. 3	工場集団化事業に着手
5	県南7市、硫黄酸化物総量規制実施 環境経済部公害課になる(職員15人)
9	環境騒音調査実施
10	大気汚染調査実施(二酸化窒素)
55. 3	外かく環状道路に係る環境調査実施
56. 4	工場集団化事業完了

- 7 | 水質総量規制実施
- 10 | 国及び関係都県市首長による綾瀬川浄化対策懇談会実施
- 12 | 綾瀬川再生計画検討委員会設置
  
- 57. 8 | 環境経済部環境保全課になる(職員14人)
- 11 | 快適な環境づくりモデル市町村に指定される
  
- 58. 9 | 河川浄化モデル実験施設設置、モデル地区での簡易浄化柵設置
  
- 60. 3 | 谷古田ミニ親水公園完成  
家庭雑排水対策として沈殿柵設置
  
- 61. 3 | 草加市野鳥・植生調査報告書策定(～63.3)  
草加市自然生態系公園基本計画策定
- 6 | 河川懇談会発足(綾瀬川一級河川水質ワースト1脱却を目指して)
- 11 | 第1回快適環境シンポジウム開催(～H元.10第4回)
  
- 62. 3 | 辰井川水質浄化施設設置  
草加市自然生態系公園実施計画策定
- 11.12 | 市内3町会で生活排水対策の実践活動実施(以後毎年実施)
  
- 63. 3 | 草加市自然生態系公園実施計画策定  
「そうかの自然観察ガイド」作成
- 9 | エコロジカル・シティづくり手引き(自然と共生するまちづくり)研究会発足
  
- H元. 2 | エコロジカル・シティづくり手引き・事例集」作成
- 3 | 綾瀬川(北部)・辰井川河川清掃実施
- 5 | 綾瀬川ウォッチング開催
- 9 | 綾瀬川流域クリーン大作戦実施(第1回目)主催:綾瀬川一級河川水質ワースト1脱却を  
目指しての河川懇談会
- 10 | 消費者展に参加(以後毎年実施)
  
- 2. 1 | 谷古田ミニ親水公園改修工事
- 2 | 綾瀬川バードサンクチュアリ完成
- 3 | 市内製紙工場3社と水質汚濁防止協定締結
- 4 | 千葉県柏市環境保全課との職員交流研修(4～6月)
- 5 | 悪臭の測定方法改正、ツバメ生息調査
- 10 | 第5回私たちの環境を考える市民の集い開催(～H5.6第7回)
  
- 3. 3 | 綾瀬川ウォッチングパンフレット作成
- 4 | 市民生活部環境課となる(職員11人)
- 6 | 地球環境問題に関するワーキンググループを設置
- 10 | 環境にやさしい行動の日実施
- 12 | 東京外かく環状道路環境常時監視施設運営基金設立  
東京外かく環状道路環境常時監視施設(八幡南測定局)完成
  
- 4. 1 | 東京外かく環状道路環境測定開始

- 2 電気自動車(軽バンタイプ)1台購入
- 7 綾瀬川放水路北一条完成
- 10 学校給食用牛乳パック再資源化モデル事業実施
- 11 東京外かく環状道路の一般道開通(高速部分及び産業道路以西の一般道)  
そうか環境フェア'92開催
  
- 5. 3 草加市公害防止施設整備資金融資条例改正
- 6 東京外かく環状道路の一般道開通(産業道路以東部分)
- 10 電気自動車県より貸与
  
- 6. 2 河川懇談会発展的解散、綾瀬川清流ルネッサンス21地域協議会へ
- 3 草加市地球環境問題に係わるワーキンググループ報告書(案)まとまる  
地球環境問題に関する啓発パンフレット作成
- 4 草加浄化施設稼働
- 7 第1回ホテルと音楽の夕べそうか公園にて開催
- 11 第1回綾瀬川清流ルネッサンス21地域協議会開催
  
- 7. 5 廃食油を利用した石けん製造器購入
- 7 綾瀬川水質浄化キャンペーン'95夏中学生サミット(第1回子ども環境サミット)開催  
皮革排水に係わる排水処理検討委員会設置
- 9 自然観察レポーター制度開始
- 11 綾瀬川水質浄化キャンペーン'95秋(綾瀬川左岸広場)開催
  
- 8. 4 皮革排水に係わる対策について県と共同で指導強化  
併せて排水処理施設整備に要する費用一部助成
- 5 草加市綾瀬川をきれいにする会発足
- 7 綾瀬川16年ぶりに建設省直轄河川の水質ワースト1を脱却
- 8 谷古田用水に県が浄化施設設置
- 11 第2回子ども環境サミット
  
- 9. 5 みずウォークin綾瀬川  
ツバメ生息調査
- 11 第3回子ども環境サミット
  
- 10. 5 環境基本計画策定開始、タンポポ調査、野草観察会
- 9 環境基本計画に係わる市民事業者アンケート調査
- 10 環境基本計画に係わる環境ウォッチング「みどりの調査」
- 11 環境基本計画策定フォーラム開催、第4回子ども環境サミット開催
  
- 11. 2 環境情報誌「エコそうか」創刊
- 6 環境共生都市宣言を行い記念式典開催  
講演 北野大氏「地球環境を救う新しいライフスタイルへ」
- 7 資源、自然エネルギーの有効活用募集開始(住宅用太陽光システム及び雨水貯留施設)  
天然ガス車2台導入
- 10 環境保全活動リーダー養成講座、グリーンコンシューマリーダー養成講座開始
- 11 東京外かく環状道路環境常時監視施設の八幡南測定局を旭町へ移設

- 12 | 第5回子ども環境サミット 環境ミュージカル「地球はつらいよ」上演  
大気汚染に関する二酸化窒素簡易調査
12. 3 草加市環境基本条例制定  
草加市環境基本計画策定
- 4 「草加市環境にやさしい市内率先実行計画」策定  
草加市環境共生都市宣言推進委員会発足
- 5 公害対策審議会廃止 環境審議会設置
- 6 環境共生都市宣言推進事業 講演 大山のぶ代氏「地球環境にやさしい暮らし方」
- 7 低公害車2台（ハイブリッド車）購入
- 8 第6回子ども環境サミット開催 テーマ「地球温暖化防止、わたしたちにできること」
13. 6 環境共生都市宣言推進事業 講演 田部井淳子氏（登山家）「世界の山々をめざして」  
11 綾瀬川再生21事業 「水辺から空から綾瀬川を見直そう」開催  
12 綾瀬川再生21事業 河川浄化ミュージカル「瓶ヶ森の河童」の上演
14. 1 第7回子ども環境サミット開催 「暮らしの中から考える省エネルギーと地球温暖化」  
3 草加市野鳥・植生等調査報告書まとまる  
4 低公害車購入補助募集開始  
7 環境共生都市宣言推進事業 講演 山本コウタロー氏「ぼくのエコロジー」  
8 第8回子ども環境サミット開催 テーマ「ストップ！地球温暖化」  
11 綾瀬川再生21事業「水辺から空から綾瀬川を見直そう」開催
15. 2 綾瀬川清流ルネッサンスⅡ行動計画策定  
3 そうかの自然－身近な動植物たち－発行  
市役所本庁舎屋上緑化完成  
7 環境共生都市宣言推進事業 講演 畑正憲氏「人と動物、その内なる自然」  
荒川から埼玉高速鉄道(地下鉄)の下部を利用し綾瀬川・伝右川・毛長川への導水開始  
8 第9回子ども環境サミット開催 テーマ「知ろう・守ろう・そうかの自然」  
11 綾瀬川再生21事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催
16. 3 IS014001の認証取得  
草加浄化施設廃止  
低公害車購入補助廃止  
4 屋上緑化設置費補助募集開始  
7 環境共生都市宣言推進事業 講演 森田正光氏「異常気象と環境破壊」  
8 第10回子ども環境サミット開催 テーマ「みんなが主役 地球のみらい」  
9 「草加市公害防止条例」を「草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例」に改正  
11 綾瀬川再生21事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催  
12 辰井川へ見沼代用水から試験的導水開始
17. 3 環境基本計画改定  
4 草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例 施行  
7 環境共生都市宣言推進事業  
講演 藤田弓子氏「いつも何かにときめいていよう～身近な環境・自然」

- 第1回生きものふれあいフェスタ開催
- 8 第11回子ども環境サミット開催
- 11 綾瀬川再生21事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催
  
- 18. 4 家庭版の環境ISO「草加 わが家の環境宣言」 開始
- 7 第2回生きものふれあいフェスタ開催
- 8 第12回子ども環境サミット開催
- 11 綾瀬川再生21事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催
  
- 19. 1 環境共生都市宣言推進事業「環境フェア」開催
- 3 太陽光発電システム設置費補助廃止